政経研究

第五十三巻 第三号 2016年12月

韓国 同特別会計積立金制度廃止について外国為替資金特別会計の一般会計資金調達への貢献と ヘレン・テーラーとJ・S・ミル の在外同胞政策と課題 資 研究ノート 論 料 説 『自伝』 横 JII 孔 溝 又 えりか 義 祐 植

日本大学法学会

「ジラード事件」の隠された真実』明石書店二〇一五年七月 222p	書評	――社会福祉との関連で――	日本企業における配置・異動とキャリア開発・形成 谷田部 (光) 一	韓国の在外同胞に関する研究孔 義 植	E	秋田県の地方創生山 田 光 矢	論説	政経研究 第五十三巻第一号 目次
					政治史と社会科学をめぐる諸問題	杉本 稔教授古稀記念号		政経研究 第五十三巻第二号 目次

同特別会計積立金制度廃止について 外国為替資金特別会計の一般会計資金調達への貢献と

横溝えりか

1. はじめに

の廃止が、同特別会計の持続可能性に与える影響を示唆する。 れを行う資金を生みだす仕組みと、繰り入れの現状を整理した上で、平成二十五年度末に実施された外為特会積立金 本稿では、外国為替資金特別会計(外為特会)の決算書および財務書類を用いて、外為特会から一般会計 へ繰り入

置された特別会計である。外国為替資金とは、 外為特会は、特別会計法第七一条第一項より、外国為替資金の運営に関する経理を明確にすることを目的として設 政府の行う外国為替等の売買等を円滑にするために置かれた資金であ

外国為替資金特別会計の一般会計資金調達への貢献と同特別会計積立金制度廃止について(横溝)

一 (八二五)

となっている。 金が用いられており、 しかしながらこの外国為替資金を管理する目的で設置された外為特会が、現状では一般会計の資金調達源の一つ 一般会計に繰り入れられる資金には、 まずはその繰り入れられる資金が生み出される仕組みを整理しておく必要があると考える。 外為特会の決算上剰余金という、あくまでも会計上生じた剰余

日本銀行からの納付も合わせて説明し、これらの繰入金や納付金が「財政ファイナンスの色彩を強めている」として 構造を内在している」と結んでいる。 (二○一四)では外為特会から一般会計への繰り入れの仕組みを整理した上で、「外為特会は剰余金を発生させやすい 外為特会から一般会計への繰り入れについて述べた文献には、藤井(二○一四)や熊倉(二○一六)がある。 熊倉(二〇一六)では一般会計への、 外為特会からの繰り入れだけではなく、

を指摘する点である。 出している点、そしてもう一つは外為特会積立金の廃止が、外為特会だけでなく一般会計の持続可能性に与える影響 ころにある。一つは、外為特会の負債規模の拡大と、外為特会資産内容の一部の、より大きな信用リスクを含むもの への転換が、従来の方法で運用されている外為特会資産利回りの低下を補うことで一般会計に繰り入れる資金を生み これらの研究と比較した本稿の特徴は、 外為特会から一般会計への繰り入れについて、次の二つの点を指摘すると

る。 I M F 外為特会から一般会計への繰り入れの問題について考えることになったそもそものきっかけは、 援助資金として提供される資金は、外為特会資産運用の一形態であり、 横溝(二〇一四)で述べたが、これらの援助資金には外為特会の、 融資やアジア諸国との通貨スワップ取極で用いることになる、 日本からの援助資金の出所を調べたところに 企業会計でいうところの資産が利用され 米国債での運用と比較すると、 国際通貨基金 利回 りの

稿につながった。 面から見て魅力的な運用方法である半面、 かに外為特会で、 株式会社国際協力銀行 信用リスクを取ってまで、なぜ高い利回りを目指す必要があるのかという、そこで生じた疑問が本 (JBIC) に対して貸し付けられてもいる。 相対的に大きな信用リスクを内包している。さらに外為特会資産は最近で 外国為替資金の管理という本来の 目的 のほ

置付けであり、 務書類が公表されるようになった。しかし外為特会の財務書類が公表されても、それらはあくまで参考書類という位 計には単式簿記の手法が用いられているところにも問題がある。この問題に対して平成一九年度より、 の繰り入れが行われている。 外為特会では、この信用リスクに加えて、のちに述べるが、 財務書類の公表後も外為特会の歳出入は従来と同様の方法で算出され、生じた剰余金から、 為替・金利リスクをも抱えているにもかかわらず、 外為特会の財

繰入資金を生み出す仕組みを整理することによって、この外為特会の持続可能性を検討することは同時に、一般会計 の持続可能性を検討する一助となる。 るために、公会計の全体像と問題点が非常に把握しづらい。本稿で特別会計の一つである外為特会が、 さらに日本国の公会計では一般会計と特別会計の区別がある他、 一般会計と特別会計との間で資金のやり取りもあ 般会計への

止された外為特会積立金の役割を確認する。 ではこの外為特会の剰余金から、 本稿の構成は次のとおりである。第二節では、外為特会において剰余金が生み出される仕組みを整理する。 外為特会の持続可能性に与える影響について示唆する。 一般会計への繰り入れが行われていることを示すとともに、 第四節では今後、 金融緩和策が出口に向かう際に生じるであろう円金利 第五節は結びである。 平成二十五年度末に廃 第三節

2. 決算上剰余金の発生

する簿価との差額を計上するものである。 為替資金証券の利払いと償還差額補填金とを上回れば、外為特会から一般会計への繰入が可能になる。 売買差益が続く。外国為替等売買差益は、 金特別会計への繰入や、 外為特会から一般会計への繰入資金は、 外為特会歳入の多くは、外貨証券や外貨預金などからの利息収入である運用収入で占められ、これに外国為替等 償還差額補填金がある。 外為特会の歳入から歳出を引いて求められる、決算上剰余金から捻出され 外国為替の売買を行った際の取引価格と、基準外国為替相場によって評価 他方、外為特会歳出には、 したがって簡潔に言えば、運用収入と外国為替等売買差益が、 外国為替資金証券の利息支払である国 債整理基 外国

照表は、企業会計に近い形で平成一九年度より公表されるようになった財務書類の一つにあたる。(ド) 歳出にある国債整理基金特別会計への繰入は、外為特会が資金調達をする費用にあたる。外為特会の資金調達状況を 見るために、外為特会貸借対照表の貸方にある、外国為替資金証券の数字を取り上げる(表1)。外為特会の貸借対 外為特会は、 外国為替資金証券(為券)を公募入札によって市中発行することで資金調達をしている。 このため

円規模での米ドル買い・円売り介入が実施されていた。これらの円売り介入資金を調達する必要から、平成二十二、 成二十三年一~三月期に六千九百二十五億円、 ている外国為替市場介入実績によると、平成一九年度以降、平成二十二年七~九月期に二兆一千二百四十九億円、平 一十三年度末には為券の残高が増加していたことが、表1の一行目の数字から読み取れる。 外為特会が為券を発行して、 円資金を調達するのは、主として外国為替市場への介入の際となる。財務省が公表し 七~九月期に四兆五千百二十九億円、十~十二月期に九兆九百十六億 しかしながらその後は外

耒 1

二十四年度末にわずかに減 玉 [為替市場への介入が実施されていないにもかかわらず、 ったものの、 その後は再び増加に転じてい 為券の残高は、 平成

そもそも増えやすい仕組みとなっていることに、こ

外為特会の資金調達手段である為券の発

介入に必要な円資金が再び不足することにな

引き上げられた発行限度額を元に

引き上げられ

特別会計法の第七三条一項の規定によって

秋 1	貝亚	四限正吐至	金竹五脉八角	R (0.8 110=	キMはログロ	こ何分刊平
	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
外国為替 資金証券	104,535,400	109,313,040	115,086,990	113,950,960	114,335,030	115,528,040
国債整理 基金特会繰入	167,455	126,925	118,291	109,048	79,014	21,993
為券利率(%)	0.158	0.119	0.105	0.095	0.069	0.019

从国海基督会証券磋草・国债整理其会特会繰入額(いずれむ単位は百万円)と海券利率

出典:外為特会各年度財務書類、各年度決算書。

外貨資産の増加とともに、

為券残高が増加することにな

為券が発行され

注:為券残高は外為特会の各年度の財務書類に、国債整理基金特別会計への

繰入額は各年度の決算書に記載された数字をそれぞれ用いた。 る。⁹ ため、 れば、 が ることになる。 外貨資産からの運用収入を外為特会の歳入とするには円貨が必要である。 産 戻す必要はない。 ることがあるが、 行限度額は、 こで触れておく必要がある。第一に、 の運用収入は外貨で得られるが、 為券の残高 為券の残高については、 発行限度額のさらなる引き上げが行われることになる。第二に、外貨資 外貨資産の運用収入に見合った円貨を調達するために、 が、 外為市場での米ドル買い・円売り介入の必要から、 結果、 さらにその後、 介入後しばらく経っても、

わらず、 れら為券の利払いにあたる国 表1の二行目にある数字から読み取れる。 利払いが減っている理 平成二十四年度の後に再び増加に転じているのに対して、こ 債整理基金特会繰入額は、 一曲は、 円金利の低下にある。 為券の残高が増えているにもかか 年々減少していること このことを確認す

(横溝

はパーセント)を計算し、 るために、 為券の当該年度末残高と前年度末残高との平均で、国債整理基金特会繰入額を割ることで為券利率 その結果を表1の三行目に示した。 利率は一貫して低下していることが読み取れる。 (単位

判明した。償還差額補填金とは、額面を上回る金額で購入した外貨証券からの償還差損を計上したものである。(②) ある 三行目)である 較するには、 利率の高さから、 不明であるため、 費」(同五百五十三億三千万円)に対応しているであろうことがわかる。 たために、 各年度決算説明の中にある外為特会決算の説明を見ると、この諸支出金は、 で公開している外為特会決算書において、 次に、この為券を発行することによって調達した資金の、運用収入を見ていく。ところで、 を差し引く必要があると考える。 「償還差額補填金」(同五百三十八億三千二百万円)と、「庁費等」の一部や「その他の経費」となっていることが (同五百五十三億三千万円) となっているが、支出内容が不明である。そこで、同じく財務省のホームページの 額面を上回る金額で外貨証券が購入されたと解釈できる。そこで外為特会歳出入の数字を見やすい形で比 歳出にある諸支出金と歳入にある運用収入(表2の一行目)、それぞれから、 公表資料について問い合わせをしたところ、その内訳は、外為特会財務書類中の業務費用計算書に その利子で償還差損を補填しても、市中の金利と同じか、 運用収入から償還差額補填金を差し引いたものが、ネットの運用収入 歳出(平成二十六年度で七百八十三億一千二百万円)を見ると、その多くは諸 しかしながら「手数料等」とは何を指すのか 市中金利を上回るかの利回りが期待され 歳出事項別で見た「手数料等に必要な経 償還差額補填金 財務省がホームページ (表2の二行 (表2の

基金特別会計繰入額 このネットの運用収入(表2の三行目、そして表3の一行目に再掲)を、外為特会の資金調達コストにあたる国 (表3の二行目、これは表1の二行目の再掲)と比較してみる。 国債整理基金特別会計への繰 [債整理

続く。 円、 円、 る。 〔〕〕 行目) 年々減少しているのに対して、 な 半は外貨証券(同一二四兆四千百八十億九千百万円)と 五千七百八十六億千八百万円) 建運用収入(同二兆三千百九十四億六千六百万円) 度で二兆四千百十二億六千八百万円) とが読み取れる。 大半が外貨証券となっ 貸付金はI の資産内容を確認していく。 次に、 っており、 そこで外貨建資産 円貨貸付金 外貨貸付 は平成二十四年度を境に増加に転じているこ 外貨貸付金はJ 運 M 用収入を生み出すもととなる、 外貨預 F 金 に対するもの 同 同 分け金 五兆九千二百三十四億四千六百 ている結果、 BICに対するもので、 兆千六十一億六千九百万円) (平成二十六年度末では一四○兆 (同六兆八千六十六億五百 の内訳を見ると、 運用収入 である。 両 者の差額 の大部分は、 外貨建運用 外貨建資 (平成二十六年 外為特 (表3の三 その大 円貨 外貨 産 であ 収

表 2 外為特会のネットの運用収入(単位:百万円)

H23年度

2,357,676

2,341,790

15,886

H24年度

2,093,925

2,067,132

26,793

H25年度

2,407,392

2,371,055

36,337

H26年度

2,411,268

2,357,436

53,832

H22年度

2,729,017

2,719,588

9,429

出典:外為特会各年度財務書類、各年度決算書。

H21年度

2,948,058

2,934,528

13,530

運用収入

償還差額補填金

ネットの運用

収入

注:運用収入は外為特会の各年度決算書に、償還差額補填金は各年度の財務書類に 記載された数字をそれぞれ用いた。

表 3 外為特会 ネットの運用収入額と国債整理基金特会繰入額(単位:百万円)

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
ネットの運用 収入	2,934,528	2,719,588	2,341,790	2,067,132	2,371,055	2,357,436
国債整理 基金特会繰入	167,455	126,925	118,291	109,048	79,014	21,993
差額	2,767,073	2,592,663	2,223,499	1,958,084	2,292,041	23,335,443

出典:外為特会各年度決算書。

ع

万

万

注:国債整理基金特別会計への繰入額は、外為特会の各年度決算書に記載された 数字を用いた。

ほとんどを外貨証 | 券運用 益 (平成二十六年度で二兆

次。								
	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度		
運用資産利回り(%)	3.08	3.13	2.66	2.12	2.09	1.85		
為券利率(%)	0.16	0.12	0.11	0.10	0.07	0.02		
差(% ポイント)	2.92	3.01	2.55	2.02	2.02	1.83		

表 4 外為特会運用資産利回り・為券利率・両者の差

出典:外為特会各年度財務書類。

為特会負債規模の拡大にあると考える。

注:運用資産利回りは、外為特会の各年度財務書類に記載された数字を用いた。

二千四百四十三億四千百万円)が占めることになる。

の差額 行目の 資産利 数値 とが の差 填金を控除したものを、 金利差が縮まっているのに差額が増加し そしてこれら運用資産 Z 読 が、 の外貨証 (単位はパーセントポイント) 再掲) 回 み取れる。 (表3の三行目) 「りを表4の一行目に示したが、 外為特会の との差をとった値を、 券運 それにもかかわらず、 用 財務書類では、 益に、 が、 外貨証券と外貨預け金のうちの定期預け金との合計 利回りと、 平成二十四年度を境に増加傾向にあることは非常に興味深 外貨預け金利子のうちの定期預 は、 表4の三行目に示した。 先に計算した為券利率 平成二十二年度の後から徐々に縮まってきているこ 運用資産利回りとして公表されてい ネット 利回りは年々低下していることが読み取れる。 てい る理・ の運用収入と国 由 は、 為券発行残高の増加、 け金利子を加 運用資産利回 (表4の二行目、 |債整理基金特会繰入額と る。 12 え、 りと為券利率と これは表1の三 償還差 これら運 :額で除 つ ま り外 した 額 用 補

本店において公示する相場とされている。 米ド 引価格と、 会決算書からとった、 他 方、 ル 0) り場合、 歳 入項目 基準外国為替相場によって評価する簿価との差額を計上する。 当該 0 月 各年度の外国 つである外国為替等売買差益 \hat{O} 前 々月中に 「為替等売買差益の数字である。 おける実勢相場 したが つて、 の平 は 外国 円 ·均値として財務大臣 が増 為替 価する局 0) 基準 売買 外国 を行 面で外為特会が 表 5 は外為特 一為替相場は が日本銀行 つ た際 O取

20 7 Mail 21 1 20 7 Hand 1 3 3 3 7 2 2 2 1 3 7 3 7							
	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	
外国為替等売買差益	157,582	319,498	287,206	891,695	902,143	134,037	

出典:外為特会各年度決算書。

歳入を増やしやすい仕組みになっていることが理解できる。 生み出されることになる。 貨の取引価格が基準相場で評価された簿価よりも高くなることから、ここでもまた外国為替差益. 外貨を購入すると、外貨の取引価格が基準相場で評価された簿価よりも低くなることから、 売買が義務付けられていないことを考えると、この外国為替等売買差益の計上方法は、 局 替差益が生み出されることになる。 面で外貨を購入する外為市場介入を実施してきたこと、そして介入後、 表5によると一貫して差益が発生しているが、 同様に、 円が減価する局面で外為特会が外貨を売却すると、 外為特会は円 定期間内に反対方向 外為特会に が 増価する 外国為 外

決算上剰余金の処分

3

評 外国為替資金に組み入れられるか、外為特会の積立金として積み立てられるか、 決算上剰余金から積み立てられてきた。 の歳入に繰り入れられるか、 ○○分の三○とされ、これが外国為替市場や市場金利の変動があっても保有外貨資産に発生する :価損を下回らない水準から出された数字とされていた。 外為特会の歳入から歳出を引いて求められる決算上剰余金は、 外為特会積立金は、 外為特会が債務超過とならないよう、発生しうる為替差損と見合うように、 翌年度の外為特会歳入に繰り入れられるか、 積立金の規模の目安は、 しかし、 次の四つに振り分けられてきた。 外為特会の保有する外貨資産 平成二十六年四月一日に施行さ のいずれかである。 翌年度の一般会計

翌年度の外為特会歳入に繰り入れられるかのいずれかとなった。 の結果、平成二十六年度以降発生する剰余金は、外国為替資金に組み入れられるか、 れた特会改革法により積立金制度は廃止され、平成二十五年度末時点の積立金は、外国為替資金に組み入れられた。 外国為替資金と積立金とのあいだに、これまでは存在していた垣根が取り除かれた状態になったと言える。 一般会計に繰り入れられるか、

金は、 金を為券の償還に充てることで為券残高の増加を抑制することにあるとしている。なお、同ガイドブックでは、金を為券の償還に充てることで為券残高の増加を抑制することにあるとしている。なお、同ガイドブックでは、 度廃止の意図するところは、 りに、その分も外貨資産で運用できるようになったとも解釈できる。 このような表現を用いることで、旧外国為替資金と旧積立金とが区別されるようにも見える。 一十六年度以降は旧積立金が、外国為替資金の中に含まれてしまうことで見えにくくなっただけでなく、さらに言う 一十六年度以降の外国為替資金のうち、 積立金は、そのほとんどが財投預託されている外為特会の円資金に対応していた。そしてこの財投預託された円資 その大半が、外為特会貸借対照表上の資産となる、 為券を発行して調達した資金の一部を、これまでのように財投預託する円資金を含めて積み立てておく代わ 財務省が出している『平成二十六年度特別会計ガイドブック』によれば、この円貨預け 旧積立金に相当する部分については「内部留保分」との表現を用いている。(エ) 円貨預け金に対応していた。平成二十五年度末の積立金 しかしながら平成 平成 制

発行残高の増加を挙げた。それに加えて積立金の廃止は、 見た。その際、 トの運用収入と国債整理基金特会繰入額との差額 先に、運用資産利回りと外為証券利率との差(表4の三行目)は、徐々に縮まってきているにもかかわらず、 金利差が縮まっているのに差額が増加している理由として、 (表3の三行目) 外為特会資産を、 が、平成二十四年度を境に増加傾向にあることを 外為特会の負債規模の拡大、つまり為券 外為特会の歳入を増やすための資産運用

表 6 ネットの剰余金・繰越金取崩と外国為替資金組入・積立金積立 ・一般会計繰入の関係

	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度		
剰余金	2,981,855	2,557,104	2,853,157	3,209,483	3,413,368		
前年度剰余金受入	421,841	279,560	0	0	944,920		
ネットの剰余金	2,560,014	2,277,544	2,853,157	3,209,483	2,468,448		
繰越金	-142,281	-279,560	0	944,920	-516,588		
外国為替資金組入	0	0	0	0	1,556,954		
積立金積立	0	584,602	924,563	679,368	0		
一般会計繰入	2,702,294	1,972,501	1,928,593	1,585,193	1,428,081		

出典:外為特会各年度決算書。

注:ネットの剰余金と繰越金以外は、財務省がホームページで公表している

決算

歳

が

しやすくしたからである。

今のところは高

15 利

回

り

が見込める外貨資産での運用に、

1)

ŧ,

外貨資産での運

用

との

垣

根

が取り払われたことによって、

緩

(衝材として保有されていた円資金を円のままで運用するよ

これまでは外為特会が抱

える各

種

IJ

ハスクヘ

された資金のうち、

によりまわしやすくしたともいえる。

為券の発行によっ

て調達

外為特会の各年度決算に記載された数字を用いた。

注:繰越金のマイナスは、繰越金の取り崩しを意味する。

越金」 含まれ 旦 上 歳入への繰入」 必要がある。 入には前年度 繰入れは、 剰余金 各年度の歳入から歳出を引い たとえば平成二十六年度の外為特会の決算上剰余金 を除いた、 (表6の四行目) てい (表6の一行目) る。 決算上 £ \$ か ネットの決算上剰余金 から らの繰 わば繰越金に相当するため、 決算上剰余金 剰余金を使った、 として求めることにする。 「前年度剰余金受入」を引い り越しにあたる「前年 からこの前年度剰余金受入 の振り分けを見るためには、 て決算上剰 (表6の三行目) 翌年度の外為特会歳入へ 余金を求 翌年 度剰余金受入」 たもの 度 で見ていく (表6の二行 める の外為特会 は を が、

千百三十三億六千八百万円となるが、 歳入に前年 度剰余金受入

兆

几

繰

一(八三五

賄ったことがわかる。 字を挙げていない)が、前年度の剰余金受入九千四百四十九億二千万円があっての翌年度歳入繰入であったため、 ネットの外為特会剰余金二兆四千六百八十四億四千八百万円と繰越金の取り崩し五千百六十五億八千八百万円とで の組み入れ一兆五千五百六十九億五千四百万円と一般会計翌年度歳入への繰入一兆四千二百八十億八千百万円は 金が五千百六十五億八千八百万円取り崩されたことになる。このように考えると、平成二十六年度の外国為替資金へ 百万円となる。 の九千四百四十九億二千万円が含まれているため、これを差し引いたネットの剰余金は二兆四千六百八十四億四千八 さらに剰余金の処分では、 翌年度の歳入繰入が四千二百八十三億三千二百万円であった (表6には数

ていることが読み取れる。 なく、平成二十二、二十三年度にも、繰越金の取り崩しが行われていた。表からは、外為特会から一般会計への繰入 金・繰越金取崩との関係を見るために、平成二十二年度以降のそれぞれの金額を挙げてある。平成二十六年度だけで 表6には、外国為替資金組入・積立金積立・一般会計繰入と、剰余金から前年度剰余金受入を除いたネットの剰余 外為特会の各年度でのネットの剰余金を用いるのみならず、繰越金の取り崩しまでも行って、 一貫して実施され

4. マクロ経済状況の変化と外為特会歳出超過の可能性

超えた場合、外為特会の歳入となる運用収入が、歳出である国債整理基金特会繰入を下回る恐れが出てくる。 金融緩和策が出口に向かうとなると、為券利率等の円金利も徐々に上昇するであろう。円金利が外貨金利を 円金利

歳出超過が発生することも考えられる。このように円金利が外貨金利を上回る状況では外貨資産を売却、 が上昇して外貨金利を上回る場合、外為特会に決算上剰余金が発生しなくなる可能性が出てくるのはもちろんのこと、 の水準によっては、 外為特会の規模を縮小することが早急に求められる。 外国為替差損が発生し、これもまた、 外為特会で歳出超過を発生させる一因となる。 しかし、 外国為替資金を円貨に替える際の外国為替相場

る。旧積立金が外国為替資金に含められるようになったことで、旧積立金に代えて、外国為替資金を円貨に替えて歳⑻ 出超過に対応することも考えられる。しかし、 としてきた外貨資産の一○○分の三○という水準をも満たせていない旧積立金では、 水準によっては、 外為特会で歳出超過が発生した場合、まずは旧積立金で対応することになる。 外国為替差損が発生する。 繰り返しになるが、外国為替資金を円貨に替える際の外国為替相場の しかしながら、これまで積立の目安 対応しきれない場合も考えられ

した、 が脅かされることは、 会の持続可能性が脅かされるだけでなく、一般会計の持続可能性も脅かされることになろう。 旧積立金あるいは外国為替資金を充てることでも、 般会計から外為特会への繰入が必要になる。このように、円金利と外貨金利の高低差が逆転すると、 さらなる円金利の上昇につながることを意味する。 歳出超過に対応できない場合には、特別会計法第六条を根拠と 一般会計の持続 可能性

換えが円金利に与える影響から気がかりである。 短期証券の借り換えがうまく進まないこと、 の期間構造の点から、 また現状では順調に進んでいる為券を含む国庫短期証券の借り換えが今後も同様に行われるのかという点も、 もう一つには外為特会の負債規模と外国人投資家 あるいは同証券の一度期の売却が、 具体的に言えば、 一つには借り換えの頻度と外為特会の資産 (日本の非居住者) 円金利の急激な上昇を引き起こすこ 行動の点からである。 借り

20.	1 III II 1 - 0 1 7 1	C	M., 2461 12011	** IFC 23 7201E3	(
	H23年末	H24年末	H25年末	H26年末	H27年末
債券(公的部門)	852,200	894,260	917,200	1,026,510	1,189,950
うち中長期債	393,130	423,740	424,420	517,500	581,790
うち短期債	459,070	470,520	492,780	509,010	606,160

日本の非居住者によって保有される公的部門発行の債券残高(単位:億円) 表 7

出典 財務省ホームページ「本邦対外資産負債残高」

注:統計の形式が変更されたことによって、平成27年末の数字には公的部門 発行残高の代わりに、一般政府発行残高の数字を挙げた。

> 要に応じてロ 運用するという形を取ってい とがないとは言 外為特会では 1 ル 15 オー 切 期 れ まで バ な ーされる、 () 0) 、 る。 期 間 運 が J 用 年 資 В

Ī

C

0)

外貨での

融資とい

った長期資産もあ

が

産

0

部には、

貸付期間は五年で、さらに必

以

内

0)

短

期

で調

達し

た資金を、

外貨資産等で

る。

短期 高に占 ば、 計 短期証券はこれに含まれる) 点で約一一六兆円となってい 必要がある。 る 元に戻されることはなく、 しており、 で二四 また、 備にあたる分の金額を挙げると、 (表7)。 債券残高 日 める短期債 本の非居住者によって保有される公的部門発行の債券残高は徐々に増 Ŧi. 先に述べ 平成二十七年末時点において約六一兆円となっている。 兆円となっていた。(19) なかでも短期債 さらに数字の比較のために、 0) 四倍を超えてい たように、 の割合で見ると同時点で中長期債 の保有残高は、 表1にも挙げたとおり、 (債券の発行から償還までの期間が 外為 . る。 この . る。 財務省が公表している対外資産負債残高統 証 平成一 この 券の 超過準備額 発 超 平 一十八年四 過 金融機関による日 行限 -成二十七年末までの 進 は 備額をもってすれば、 度 額 月に 為券残高 非居住者が保有する公的 0 は 割合を上回ったことに着目 進 度 引き上げられると、 備 一年以下の債券であり、 1銀当座 は、 預 金制 平成二十六年度末時 年間で急激に そして債券保 度 預 また国 適 金 のうち、 用 金 融機 計に 庫 部門発 加 そ 短 よれ 期 関 「する 有残 増 超 7 れ 玉

加

庫

11

合

過

同証 起こった場合でも、買い支えられない事態になる可能性は極めて低いであろう。 券については日銀が従来より買入を行っていることもあり、仮に非居住者による公的部門発行債券の一度期の売却が 一巻の一 金融緩和策の結果、生じているものであるとも言える。 度期の売却が起こらないとは言い切れない。 国庫短期証券の借り換えがうまく進まないこと、 しかしながら金融機関 0 超過準備 または

5. 結び

能性から、 持続可能性が今後取り沙汰されることになるのは、円金利が上昇する時、具体的には金融緩和策が出口に向かう時、 の繰入が必要になる恐れもある。この外為特会の持続可能性を検討することは、一般会計から外為特会への繰入の可 回るようになれば、 可能性に与える影響について述べた。これまで目立たない形で一般会計の資金源の一つとなってきたこの特別会計の 組みと繰り入れの現状を整理した上で、平成二十五年度末に実施された外為特会積立金の廃止が、 あるいは国庫短期証券の借り換えに問題が生じる時や同証券の売却超過が生じる時であろう。 本稿では、外為特会の決算書および財務書類を用いて、外為特会から一般会計へ繰り入れを行う資金を生みだす仕 同時に、 日本国の一般会計の持続可能性を検討する一助となることがわかる。 外為特会の持続可能性は危うくなり、 特別会計法第六条を根拠として、 一般会計から外為特会へ 円金利が外貨金利を上 同特別会計の持続

1 財務省 『平成二十六年度特別会計ガイドブック』「第Ⅱ編特別会計各論 4. 外国為替資金特別会計」p.59より。

- 2 (二〇一四) で行っているため、ここでは繰り返さない。 ただし、外為特会資産の一部が、より信用リスクを含むものに変わってきていることについての詳細な記述は、すでに横
- 3 歳入にはその他に、前年度剰余金受入がある。
- 4 外為特会財務書類にある表示科目の説明より。
- 5 なお、歳出で最も大きな割合を占めるのは諸支出金となっているが、この諸支出金のほとんどが償還差額補填金である。
- 6 Discount Bills: 略称 T-Bill)という統一名称のもとで発行されている。 行されている。平成二十一年二月から政府短期証券は、割引短期国債との統合発行が開始され、 的な資金不足のために発行することができ、償還期間は原則として三カ月となっているが、二カ月、六カ月、一年のものも発 外国為替資金証券は、政府短期証券(Financing Bills: 略称FB)の券種の一つである。政府短期証券は特別会計の一時 国庫短期証券(Treasury
- 7 表1はスペースの都合上、平成二十一年度以降の数字を挙げた。
- 財務省ホームページ 外国為替平衡操作の実施状況より

URL http://www.mof.go.jp/international_policy/reference/feio/data.htm

9

財務省『平成二十六年度特別会計ガイドブック』「第Ⅱ編特別会計各論

4.

外国為替資金特別会計」P.65より。

- 10 債券は満期まで保有すれば額面で戻ってくるから、額面一○○円の債券を仮に一○一円で購入すると、満期には一○○円
- しか戻ってこない。この損をした一円が償還差損である。
- 11 からの運用収入を挙げることができる。 外為特会決算の説明において、運用資産利回りを計算する際の分母となる、外貨証券と外貨預け金のうちの定期預け金と 外貨建運用収入以外の運用収入としては、円貨預け金(大半が財政融資資金預け金で、それに当座預け金を加えたもの)
- 13 平成二十六年度外為特会財務書類より。

の合計額には、

当該年度末残高と前年度末残高との平均が用いられている。

財務省『平成二十六年度特別会計ガイドブック』「第Ⅱ編特別会計各論 4. 外国為替資金特別会計」p.67より。

- <u>15</u> 別会計法第八三条第四項に基づく積立金に属する現金の繰替使用等のため、積立金と財政融資資金預託金の金額は一致しない。 財務省『平成二十六年度特別会計ガイドブック』「第Ⅱ編特別会計各論 4. 外国為替資金特別会計」p.68によると、特
- 16 財務省 『平成二十六年度特別会計ガイドブック』「第Ⅱ編特別会計各論 4. 外国為替資金特別会計」p.68より。
- <u>17</u> 財務省『平成二十六年度特別会計ガイドブック』「第Ⅱ編特別会計各論 4. 外国為替資金特別会計」p.67より。
- 成二十五年末時点での旧積立金は、外為特会保有外貨資産の一六%となっている。 財務省『平成二十六年度特別会計ガイドブック』「第Ⅱ編特別会計各論 4. 外国為替資金特別会計」p.67によれば、 平
- (1) 日本銀行統計「業態別の日銀当座預金残高」。

参考文献

財務省『平成二十六年度特別会計ガイドブック』。 熊倉正修「日本の金融通貨政策と財政ファイナンス」『駒大経営研究』第四七巻、第三・四号、p.1-51、二〇一六年三月。

横溝えりか「日本国債の持続可能性についての一考察」『経済研究』第九四号、p.219-236、二〇一〇年三月[°] 横溝えりか「外国為替資金特別会計と援助」『大東文化大学紀要・社会科学編』第五二号、p.123-141、二〇一四年三月。 藤井亮二「外国為替資金特別会計剰余金の発生と一般会計繰入」『経済のプリズム』No.129、p.1-12、二○一四年九月。

韓国の在外同胞政策と課題

孔

義植

I はじめに

伴い韓ロと韓中国交正常化以降に登場したロシアや それが明記されたのは民主化宣言の以降のことである。 いは在外同胞放棄の時代からスタートして、 受け入れ問題など、 胞の処遇問題や国内の賃金上昇に伴う海外から労働者の CIS地域の在外同胞 胞への支援などを定めた法律が存在したものの、憲法に が行われた一九八七年以前にも国民の海外移住や在外同 在外同胞に対する本格的な関心は、冷戦体制の崩壊に 一九四八年以降、 韓国の在外同胞政策は、 国内外の環境変化により触発された。 (高麗人) 問題、さらに、在中同 彼らを国家 無政策ある

韓国の在外同胞政策と課題(孔)

係の構築による共栄を図る時代へと変わりつつある。き、現在は在外同胞社会と母国社会との互恵的な協力関政府による在外同胞への法的・経済的な支援の時代に続の経済発展のための人的資源として利用した時代を経て、

対する本国政府の対応をまとめてみる。そして在外同胞社会が本国に要請する政策内容とそれに歴代政権の在外同胞政策を整理して、その内容や課題、本稿では、一九四八年八月の大韓民国政府樹立以降の

Ⅱ 権威主義体制下での在外同胞政策

・李承晩及び張勉政権

との関連で最も重要な課題は、海外で居住している自国植民地支配から解放された韓国政府において海外同胞

一四・七九%も増加した。 一九四五年八月当時、朝民を帰国させることであった。 一九四五、 六年 に か けて 三八 度線 以南の 人口 は 200万人、欧米などに三万人など、合計で四五○万人ほどであった。この数字は全体の人口の約一八%に当たどであった。この数字は全体の人口の約一八%に当たどであった。この数字は全体の人口の約一八%に当たどであった。 一九四五、 六年 に か けて 三八 度線 以南の 人口は 詳半島全体の人口は、約二五○○万人程度で、海外同胞 民を帰国させることであった。一九四五年八月当時、朝民を帰国させることであった。一九四五年八月当時、朝

確にし、 便を用 るなど、 臨時政府が位置していた上海在留同胞の帰国のため航空 できる貨物量の制限規定もなくした。さらに、大韓民国 時の所持金を一○○○円から一○万円に引き上げ、 を掲げて海外にいる自国民の帰国を呼びかけた。 マー)に抑留されている同胞の救出を指示したりした。 日同胞の帰国を容易にするためにGHQと交渉して帰国 れば生き残り、分裂すれば破滅する」と言うスロ 九四九年八月には外国に滞留している国民の身分を明 大韓民国政府樹立後、李承晩大統領は「民族が 意したり、 その保護のために「在外国民登録令」を制定す 在外同胞問 インドネシアや .題に取り組み始めた。ところが、植 ビルマ (現ミャン 彼は在 ?団結す ーガン

送事業)を通じて在日同胞を祖国に取り戻したり る。毎 海州から強制的に中央アジアに移され、 渡ることになった。さらに、ソ連に残された同胞は、 とと対比される。 0) いられることになったが、 位は不安定になり、 対応もしなかった。 胞 九五七年から) これは北朝鮮が在日同胞に対して教育援 を切 の捨 てた「棄民政策」 その結果、 したり、 一〇万人近くの在日 当時の李承晩政権 帰国 日 本での であったと 事 業 在 在 苦難 同 H 日 胞 同 ί, はこ \tilde{O} が 胞 朝 助金を支援 わ 時代を強 北 鮮 0) れに何 人の北 法的 朝 したこ れ 7 沿 地

とっ

く

在

外同

脱のための実質的な救済や支援を行

う余

民

地

支配

記や米軍

政

から独立したばか

りの

李承

晚

政

権

15

続く中、

貧困問

ていた李承晩

政

(権としては帰国者に対する食糧)

.題が特に深刻で、米国の食糧援助

に頼っ

教育、

治安維持などを提供できる状況では

なかっつ

住

属

裕はな

か

りつた。

国内ので

政治的・

経済的・

社会的な混

乱

法的・制度面での整備をしなかった。取ったものの、「在外国民登録法」を除けば、積極的に率承晩政権は、在外同胞に対して臨機応変的な措置は

を目 次日韓会談が平和線問題 韓会談の再開と在日同胞に対する経済支援及び教育支援 年八月、 在日同胞資 和 国 一九六〇年、 前とした一九五二年 0) 本 0 国 四・一九学生革命により発足した第二共 [内導入などを約束した。 止などを含む外交政策を発表し、 日韓関係の正常化を掲げて一九六〇 (マッカー 月、これに代わるものとし サー ラインの廃 かし、

李承晚

の権は、

在

日

同胞を親日派、

ソ

連や中国

に居住し

帰国

を難

じく

反共」を掲げ、

日本とソ連に否定的な態度を取り続けた。

(3) … これで主義者とみなして彼らの

李承晩大統領の帰国の

呼びかけに耳を傾けず帰

国

をためらう在

H

同

胞に対して、

ほとんど支援策を構

えな

胞

に向けられ、

李承晚

政権の

在日

同

胞

政

策は

在

悪が在

こうした日本に対する李承晩大統領の憎

外同胞

なかったことに加

え、

李承晩大統領の

個

人的な信念も在

米国

|で独立

一反日

社会事情により政

運動を展開していた彼は大韓民国の国是として

の帰国にマイナスの影響を及ぼした。

て母国

は頼りの

ないものであった。このように当時

の経

府が積極的な在外同胞

政策を取

n

人々の

部は日

本にU

ターンするなど、

在外同胞にとっ

帰

国

回した

そのため在日同胞などは帰国をためらい、

事クーデターより終わりを迎えた。協定なども阻止できないまま一九六一年五月に起きた軍ど、掲げた約束を実行することもなく、北送事業の延長に設定した境界線)や請求権問題で対立して中断するな李承晩政権が海洋主権宣言に基づき、日本海・東シナ海

二. 朴正熙政権

なり、 内容とする「海外移住法」を制定した。これは当時、 が自主的に中南米・北米・ 効果を狙ったものであった。この法律により多くの韓人 に増えつつある人口問題を解消しようとする一石二鳥の 目的で、 国が直面していた貧困、 制限規定、 線で推進した。朴正熙政権は、 正当性確保を経済開発に求め、 万二二六人が看護師としてドイツに派遣され、 の移民を後押した。 軍事クーデターで政権を握った朴正熙政権は、 海外移住者の財産搬出、 国内労働力を海外に送出してドルを稼ぐととも 九六五年の米国の移民法の改正と相まって米国 移住種類、 また、 移住申告、 人口増加、 ヨーロッパに移住することに 移住斡旋事業の登録などを 約七九○○人が鉱夫として、 一九六二年に海外移住 在外同胞政策もその 移住斡旋、永住帰国申 失業などを解決する 彼らか 権力の 延長 $\overline{\mathcal{O}}$

護と領事業務を担当させた。 た。さらに、在外同胞問題を担当する部署を外務部の 会」を設置して、「在日僑胞実態調査団」を日本に派遣 務調整に対する諮問機関として「在外国民指導諮問委員 等・保護・育成に関する基本政策の樹立と関係部署の業 正熙政権はこれに応じて、一九六九年に在外国民の指 日民団は「僑民庁」設立など民団強化案を要請した。朴 自民団は「僑民庁」設立など民団強化案を要請した。朴

を取り続けた。 韓国化」教育を強化するなど、 求に答えられず、 際に在日朝鮮人の法的地位の改善を求めた在 ところが、 を作り、 朴正熙政権は、 海外移住を可能にする法的根拠 在外国民の保護のための関連部署の拡大 在日同胞に対する「反共教育」 日本との国交正常化交渉 国内政 治の延長線で政策 H 同胞 (海外移 と「親 0) 要

内の経済発展と南北朝鮮の理念対立で優位を占めるためたが、こうした政策は、在外同胞の保護や支援よりは国や在外同胞の財産搬入を可能とする制度改善などを行っ

二. 全斗煥政権

の政策に過ぎなかった。

法の非民主性は彼の在外同胞政策にも反映された。うな政治権力の獲得過程における正当性の欠如や支配方がな政治権力の獲得過程における正当性の欠如や支配方の独裁体制をそのまま受け継いで、政権維持のためにの非裁体制をそのまま受け継いで、政権維持のためにの正式を利用して軍事で政権を掌握した全斗煥政権は、朴正熙政権の上土工作の大統領暗殺事件後の混乱を利用して軍事

三 五 外務部の領事僑民局に移転させ、 との関係を密接にすることによって在外同胞の権益拡大 を改編して、 や母国での法的地位の確保などを要求されるようになっ けでなく在外同胞社会を有機的に組織・連携させ、 九八〇年代にはグロ 全斗煥政権は、 ○万人に達した。 合して外務部内の独立した組織として拡大した。 保健社会部に所属していた海外移住 九八二年に海外移住法と政 母国は、 ーバル化が進み、 在外同胞の 海外移住と在外国民管 保護 在外同胞数も ・支援だ 一業務を 府 母国 組織

斗煥政 導対策、 強化、 在外国 憲法の制定、 同胞の建議書」を政府に提出した。 期待が高まる中、 で民主化運動を主導した金大中氏が米国に亡命して、 反政府運動を監視・阻止することであった。 煥政権の在米同胞政策は、 題への対策を主な仕事とした。つまり、 連合会) 北米地域同胞社会における第二の総連 護・育成に必要な事項とされた。その一方で委員会は 連合会」は声明を発表して「民主憲法制定に対する米州 一九八七年に行われた民主化宣言により韓国で民主化の 民の法的・社会的地位の向 た。委員会の審議事項は、 さらに、 一九八五年には 在外国民の経済活動支援、 |民の保護 権打倒を目標に活動 勢力の結集を妨害するなど、 在外同胞青少年善導対策など、主に在米同胞 九八四年には □憲法でのグロ 米国の在外同胞団体の 育成に関する政策の審議 在外国民政策審議委員会」を発足させ 「海外移住政 在米韓人教会及び同胞 在外国民の定着支援、 上、在外国民と母国との 1 していた時期であ バリズムの時代精 その他、 その内容は、 在外同胞の理念問 、策審議委員会」を、 (在日本朝鮮人総 この時期の全斗 「米州韓人会総 在外国民の保 ・調整を図 当時は韓国 在外国 言論善 神 いった。)関係

請したが、受け入れなかった。さらに、連合会は複数国籍許容と海外民族庁の設置を要特別法の制定、⑤海外同胞人材への門戸開放であった。社会政策的な移民政策への転換、◎海外居住者のための記、⑤人口政策や国民経済の安定のための移民政策から記、⑤人口政策や国民経済の安定のための移民政策から

在外同 国家権力を利用し 制・管理することに目的が置かれていた。 である 権益向上や法的地位の拡大ではなく、体制維 このように全斗煥政権の在外同 胞 た全斗煥政権としては、 政 策の変化要求に応じることはできなかったの て内国民と同様に在外同胞社 在外同胞の民主化要求や 胞政策は、 権力の正統性 在外同 持の 会を統 ため 胞 0

凸. 盧泰愚政権

欧圏国 掲げて南北朝鮮関 年代の冷戦体制 催された一 会主義国家との関係改善を図るいわゆる「北方政策」を 全斗煥政権の政治基盤を受け継いでオリンピックが開 同年七 家との国 九八八年に発足した盧泰愚政権は、 月七日に南北 ||交正常化を積極的に推進した。 の崩壊という国際社会の変化に応じて社 係の改善や中国 同胞間 !の相互交流と海外同胞 ソ連を初めとする東 一九八〇 盧泰愚政

なった。 わゆる「広開土計画 (10) して実行することはできなかった。 る支援を試みたが、 響下に置かれている中国やソ連及びCIS地 CIS地域に居住する韓人同胞の本国との関係が緊密化 で本国との交流が断絶していた中国の朝鮮族やソ連及び それぞれ国交を正常化した。これにより東西冷戦体制下 韓国は一九九〇年にはソ連と、一九九二年には中国と、 との関係改善を図る開放政策であった。この政策により 南北間の緊張を緩和し、 する社会主義国家との交流・交易を強化することにより の南北自由往来、 わゆる「広開土計 と認識するきっかけとなった。 開催は、 在外同胞の範疇に入り、 し始めた。 (七・七宣言)」を発表した。これは、 し た「民族自尊と統一繁栄のため 社会主義国家に居住する韓人同胞 盧泰愚政権の北方政策とソウル その結果、この地域や国家に居住 社会主義国家との関係改善などを明 中国やソ連との政治的 生活・文化圏に編入させるため、 を立てこの地 中国・ソ連などの社会主義国 韓国の在外同胞政策の対象と 盧泰愚政 域 の大統領特別宣 の韓 北朝鮮をはじめ 権は オリンピックの が韓国 な摩擦を懸念 北朝鮮(同胞に対す 域に居住 する韓人も を母 0) 国

認識や意志が欠如していたことを物語る。 限界という面と、 治的な要求などに十分に対応しきれなかった軍事政 はなかった。これは民主化宣言以降、 環境が整ったにも関わらず、これに積極的に応じること 乗って在外同胞庁の設置や複数国籍の許容、 対する門戸開 盧泰愚: 政 権 放 は冷戦体制 かなど、 盧泰愚大統領の在外同胞政策に対する 在外同胞社会の要求を取り入れる の解体とグロ 噴出する国内の政 1 バ 海外 ル 化の 人材に 波 権の

を支援する動きが現れた。さらに、軍部独裁体制反感が高まり、独裁反対や民主化運動などの反政 日本では民団と総連の対立が深まり、 在外同胞を南北の理念対立と体制維持に利用したため、 り続けた。さらに、 などの諸分野で彼らを統制・管理しようとする政策をと 国家が在外同胞を内国民と同一視して政治・経済・ こととなった。こうした在外同胞政策は、 とみなしたりした。その結果、在外同胞 いう理由で放棄したり、 ても韓国と北朝鮮を支持する勢力に分裂して葛藤する 以上見てきたように権威主義や軍部独裁体制下では、 在外同胞を経済的な事情が厳しいと 国内経済発展のため 在米同胞社会にお の母国に対する 在外同胞の居 の人的資源 下では (府勢力 行政

在外同胞相互間の疎通と協力関係を妨げた。ル人的ネットワークの構築を通じた母国政府と在外同胞、威主義や軍部独裁体制下での在外同胞政策は、グローバ住国との間で外交問題を引き起こしたこともあった。権

■ 民主化以降の在外同胞政策

· 金泳三政権

活用し、 とし 同胞との協力が欠かせないと強調したのである。 拓いていくことを力説した。 演説で、「いかなるイデオロギーや思想も民族より重 して在外同胞社会から直接意見を聞くことにした。 なグローバル化が進 際社会で韓民族の発展のためには国内だけではなく在外 国際社会での役割と責任を果たす誇り高き韓民族時代を ではない」と言い、 九九三年五月に大統領直属の 金泳三大統領は、 たのである。 同時に国際社会での在外同胞の地位を高めよう 今後、 こうし むなか、 一九九三年二月に行った大統領就 玉 た観点から金泳三政 グロー 韓国の国 |内外の同胞が力を合わせて 「僑民秘書官制」 バル化しつつある国 |際化に在外同胞 を新設 世界的 権は、

界化推 外同胞 化 の見直 進した。 に、 換したのである。 の経済活動を奨励するための法律や制度の整備などを推 社会の結束のための支援活動の強化、 た目標を達成するため金泳三政権は、 海外公館への一元化することなどとなっている。 の母国での経済活動を奨励すること、四在外同胞業務を ちながら居住国にスムーズに定着して居住国 した。 る管理 活性化支援方案」 対決を避けて、 して責任と役割を果たすこと、〇南北の理念的 て従来の在外同 同 しを図 その内容は、 世界化の戦略課題の一つとして「在外同胞社会の 進委員会」 外同胞の自立のための経済支援の拡大、 0) 年八月には 権益を重視する在外同胞中 統制中心の政策と異なる新在外同胞政策を発表 つまり、 「った。 同胞社会の結束を図ること、 胞政策の問題点を反省 を発足させ、 さらに、 を設定した。その内容は、 従来の本国中心の在外同 そして、 在外国民政策審議委員会」を設置 ○在外同胞が韓人としての矜持を持 それまでの在外同胞 九九五年に官民合同 韓国 心の政 O伝統文化教育の強 世界化を推 在外同胞 在外同 策へと方向転 胞 **三在外同胞** ○在外同胞 の構成員と 政策から在 在外同時 の国 ·政治的 こうし に対す 胞政 進 Oする 内で 世 胞

> 政策の 構築することにより、在外同胞支援を活性化すると同 援体制の整備などであっ 援の改善、 進に活用しようとした。 在外同胞の経済的)再考、 **三在外同** ①世界化 胞 な力量や潜在力を韓国 0) 推進における在外同 た国国 内活動の増大、 こうした支援や協力関係 四在外同胞 胞 活用 の世界化 及び支

ネット 制度 での支援を行ってい 制定だけでなく在外同胞が民族的な所属意識を高 が 府の在外同胞問題を総合的に担当する「在外同胞 体制の強化などを目標として、 と対象別・ 住 制 一九九七年には 委員会では、 る「在外同胞政策委員会」 定と制 国 設立されたことによって、 一九九六年には、政府の在外同 色的 で模範的な生活ができるように教育や経済 ワー な支援策を具体的に 度化が具体化した。 クの構築 地域別の 在外同胞政策の基本目標及び政策の方向:政策委員会」が政府内に設置された。こ 「在外同胞財団法」が制定され、 在外同時 . る。 同胞の交流拡大などあらゆる分野 胞政策の樹立、 在外同胞問題に対する法律 「在外同胞 在外同胞に対する法的 明 胞 示した。 政 気を調 財 团 在外同 その 整 は は韓 商15居 胞支援 かつ政 審 あと、 財団 この す

対に遭 や在外同胞居住国との政治的な摩擦などを理 た在外同胞問題を専従の 複数国籍 金泳三大統領 関連部署である文化広報部・労働部・教育部の反対 11 実現することができなかった。 の許容問題にも前向きな姿勢を示してい は、 多くの在外同 政府機関の 胞 から要請を受けて 「僑民庁」の設置 由とする反 た 13

とになった。外同胞政策は、次期政権に受け継がれ、発展を重ねるこ外同胞政策は、次期政権に受け継がれ、発展を重ねるこ中心に変え、法律や制度の整備を行った金泳三政権の在ところが、従来の本国中心の在外同胞政策を在外同胞

二. 金大中政権

関する施行令」を制定した。この法律は在外 年一二月に「在外同胞法 外同胞政策は、韓国経済の復興に在外同胞の経済力を最 発足した。こうした危機状況で出発した金大中政 理下に入る事態となった。 に関する法律)」及び「在外同胞の出入国と法的地位に 大限活用する方向で推進された。 はこうした金融危機の克服という大きな課題を背負って 韓国経済は一九九七年に金融危機に陥り、 (在外同胞の出 九九八年二月、 金大中政権は 入国と法的地 同胞 $_{
m M}^{
m I}$ 金大中政 一九九九 0 権 F 出 の在 の管 位

れ、 となった経緯 憲法不適合判定を受け、 適応対象から除外されたが、 内容となった。 にもした。 種への就業を認めたうえ、 再延長も可能とした。 同胞とCIS地域の同胞もこの法律の適応を受けること のぼる在 人が同等の ないまま国籍を固守してきた同胞と帰化した韓国系日 ない内容とした。ところが、 の土地取得も認め、 した外国籍同胞が国 公職への就任も開放した。また、 在外同胞登録証を発給して、 出入国管理所で在外同胞登録を済ました外国 であった。 国と滞在及び母国での経済活動上の制約を緩和する内容 在外同胞登録証と公職就任に関する条項を削除した 中同胞と在ロ同胞 さらに、 当初、 地位を持つということに対する問 がある。 なお当時、 韓国籍を所持した在外国民だけでなく 軍事施設保護区域を除外したすべて [民年金と健康保険に加入できるよう 国内の金融取引にも内国人と区別 外国籍同胞には単 その後の改正により在中 この法律では二百五十万人に 外交・国防・司法分野以外の 二年間の滞在を認め 在日同胞から日本に帰化 法律施行前に憲法裁 それにCIS地 九〇日以上国内に居住 純労働以外の 域の [籍同 題が提起さ 胞にも 判 同 その 所の 在 胞 本

展に連携させることであった。 朝鮮を支持する総連との関係が改善されるなど、在外同 おいて韓国に味方する民団 ワークショップは後に「世界韓人会長大会」に名称を換 今後の協力体制の構築などに関して話し合われた。この 現状や課題などに関する情報交換が行われるとともに、 ショップ」を開催され、 の会長がソウルに集まって「世界韓人会長団母国 構築の初歩段階として二○○○年に各国や地域の韓人会 の強化と、そうした在外同胞の力量と潜在力を母 や知識の交換と人的交流などをとおした在外同胞 築することであった。この目的は、 胞社会に変化をもたらした。 推し進めた南北朝鮮の関係改善の影響もあって、 ローバルな韓人の人的ネットワーク構築の基盤となった。 や地域に散在している在外同胞の間でネット 世界韓人会長団母国ワークショップ」は金大中政 在外同胞法とともに金大中政権が力を入れたのは各国 「世界韓商大会」、「世界韓人次世代大会」など、グ 各国や地域における韓人社会の (在日本大韓民国民団) と北 在外同胞のネットワー 在外同 胞 同士 ウー 日本に ・クを構 ワー 国 0 0 権が 情報 力量 の発 ク ク

このように金大中政権の在外同胞政策は、金融危機と

展の試み、

の三点であった。六大重要政策方針は、

なった。 なった。 なった。 なった。 の対量が経済状況の中で在外同胞との協力関係を強化 なった。 なった。 なった。 は、在外同胞の出入国と滞在及び母国での経済活 なった。 は、在外同胞の出入国と滞在及び母国での経済活 なった。

三. 盧武鉉政権

外同胞間の和合及び母国と在外同胞社会との互恵的な発 する支援事業を強化する方向で進められた。 域など疎外されてきた国や地域に居住する在外同胞に対 □韓民族としてのアイデンティティと矜持の高揚、 目標は、 を設定して、 る形で在外同胞政策の三大基本目標と六大重要政策方針 同胞政策の制度化に力を入れると同時に中国やCIS地 金泳三・金大中政権の在外同胞政策を継 二〇〇三年に発足した盧武鉉政権の在外同胞政策は 盧武鉉政権は政権発足後、 ○在外同胞の居住国での権益増進と力量強化 その実現に努力した。ここでいう三大基本 在外同胞社会の変化に応じ 承しながら在外 (三) 在:

かけを作った。

在外同胞の民族

的なアイデンテ

イティを高

主催の公式的な記念式典を行うと同時に、

「在外同

胞

政府

を設けて「コリアンフェスティバル」などの文化行

あった「世界韓人の日」を法定記念日に制定して、

増進と発展に努める人材の育成、 運営委員会」を年に二~三回開催することとし、 営されてきたがあまり活用されてこなかった「在外同胞 はこうした政策を実現するため、 の韓民族ネットワークの構築、 にした。二○○七年には在外同胞社会の長年の念願 推進力を高めた。 様に外国籍在外同胞も重視する政策方向を明らか のアイデンティティを高めるための教育と文化交 回は国務総理が主催することを定例化して政策の 事業への支援、 強化のため 社会的: .胞領事局」 「での安定的な定着のための支援、 さらに、 地位向上と権益保護への支援、 0) 玉 外交通商部の「在外国 国在外同胞社会の発展 内の法的 へ改称することにより在外国 の母国と居住 であった。 金泳三政権 制度的な整備強化 の時 盧武鉉政権 国間 ②居住 そのう |民領事 から運 0 0) ため 友好 で 加えて、 胞政 どに関して話し合い、その後、 政治家として活躍している名士らが集まって韓人の政治 フォーラム」を皮切りにして米国、 進めた。 の縁故のない在外同 CIS地域に居住する無縁故在外同胞 まった。 雇用手続きが改善され、 を改正した。これにより在外同胞の国内就業や使用者の 配慮から「外国人勤労者雇用法」 力増進方案や祖国の南北統 を目的にして「世界韓人政治家ネットワー 盧武鉉政権は、 治家の連帯を深めてネッ 二〇〇七年九月に開催された「世界韓人政治官 盧武鉉政権は在外同胞の居住国での政治力向上 その結果、 主に中国やCIS地 胞

ちの

民と同

「在外同

一における在外同

胞の役割な

ロシア、

日本などで

ク

の構築を

世界的なレベルで在外

1 ウー

ク化を進

しめた。 。

国での

胞

住

玉

四民族

流など各種

冷戦下で疎外された中国

やロシ

の母国での就業が可能になった。

(母 国

に親戚など

訪問就業滯在資格証の発給も始

と「出入国管理法令

域の

在外同時

胞

 \mathcal{O}

国との

関係 法的 の居

出産を行ったを逃れたり、 的で国籍を離脱した者の在外同胞としての再入国や国 居住を制限した。 方、 盧武鉉政権は、 たりする富裕層が増大すると、 潜在的な兵役逃れを目的に米国へ遠征 二〇〇五年五月には、 在外同胞法を悪用して兵役義務 男性 兵役逃れ が複 \dot{O} し Ħ

ことで、 に在外同胞の要求や便宜に応じる形で立案されたことと が認められるように、 は異なり、 これは、それまでの在外同胞関連の法律や政 こつ場合、 時代の流れを反映した措置であったと言える'、在外同胞法などを悪用することを防ぐため 兵役義務を果たした場合にのみ国 「在外同胞法」 の一部が改 正され 策 籍 が主 離 脱

凹. 李明博政権

は、 術・文化などの重要分野で在外同胞 在外同胞ネット 彼らが国内で活動しやすい環境作りに力を入れるととも のような政策推進方針を決定した。○経済・科学・技 月に開催された第九次「在外同胞政策委員会」では、 万在外同胞の力量を積極的に活用するために、 資源外交及び地域別の経済パートナーにする。 重要な政策課題として設定・推進された。二〇〇九年二 実用政府を掲げて発足した李明博政権の ・クを統合的に管理する統合ネットワークシステムを グロー 在外国民の保護及び在外同胞ネットワー ウー クの バル在外同胞人材を発掘・育成して、彼らを ・ワー グロ クの横断的連携を補強し、 1 バ ル化を推進すると同 の人材プールを作り 在外同胞政策 クの構築を 時に既存の ①七〇〇 各ネット 在外同胞

> どを推進する。 韓人アイデンティティの高揚、教育・文化交流の拡大な 度の導入、制限的な複数国籍の許容、訪問就業制の補完、 構築する。⑤母国との関係強化のため、在外同胞選挙制

を認めた。 明博政権は、公職選挙法を改正して、在外国民に参政権明博政権は、公職選挙法を改正して、在外国民に参政権 こうした在外同胞に対する政策推進方針に基づいて李

韓国人による選挙権行使が可能になり、二〇一二年の 受けて復活した。これにより、外国に滞在する韓国 朴正熙政権が立法・行政・司法の三権を大統領に集中さ 在外同胞、 いて憲法裁判所の違憲判決を受けた公職選挙法の改正 せた維新憲法体制で廃止されたもの 八代大統領選挙から在外国民の投票が実現された。 一九六○年代から認められていた在外国民 特に韓国籍を持っている米国 0 李明 永住権者や在 博政 の参 権 政 人 12 権 \exists B を

確認させるきっかけにもなった。心を高めると同時に韓国人としてのアイデンティティを在外同胞への参政権の付与は、在外同胞に母国への関

グロ 李明 1 付政権 バ ル・コリアン・ が推進したもう一 ネット ワー つの 在 ク 外同 (global Korean 胞 政 は

より在 サイ ネット $Network) \rfloor$ ◎在外同胞統合重要人物・ 事業は、 あった。 韓民族共同体の実現を視野に入れて推進された事業で 同 ライン上でネットワーク化する取り組みであった。 種別に散在して居住している七二○万の在外同胞をオン なった。 して試みられたものであって、 胞と母国との間、 このグローバル・ ー韓商ネットワーク構築を重点事業として推進し ウー 外同胞社会の 一グロ ○オンライン統合韓民族ネットワー ク事業の一つとして、 0) 構築 1 バル・コリアン・ネット である。 ネッ 在外同胞相互間の情報公有を目的 コ ト 上 リアン・ネットワークの構築に 団体のデータベース構築、 これ 一の統合が推進されるように ί, 各国 わゆるネット空間での は、 家別、 在 外 ワー 同 地域 クの構築、 胞 ク 0) 莂 構築 統 在外 $\stackrel{\bigcirc}{\equiv}$ 業 合

五. 朴槿恵政権

挙戦の時に公約として明らかにした在外同胞政策の内容状況ではなかった。ここでは、朴槿恵大統領が大統領選国政が麻痺状態となり、体系的な在外同胞政策を試みる没事故」や「MERSコロナウイルス感染事件」により 朴槿恵政権は、発足後まもなく起きた「セウォル号沈

をみる。

する。 籍の許容範囲を拡大する。し、兵役問題などを念頭に置きながら、 政策に関して次のような公約を掲げた。 国際開発協力事業に留学生及び次世代同胞の参加を拡大 ローバル韓 グル教育の支援を強化する。 系的な同胞政策を推進する。 朴槿恵大統領は二〇一二年の大統領選挙中に在 国在外国民と留学生の行政的な手続を大幅に改善 . 人経済人ネットワークを強化する。 ◎次世代同胞に対するハン ⑤次世代経済人を含めたグ 漸進)統合的 的に 四母国 複数国 かつ体 外同 0)

教育院 の高揚と母国との関係増進の 今後の事業としては在外同胞の民族的アイデンティティ 三二校)、 た公認認証書の発給サービスが全在外公館に拡大された。 二〇一六年一 されるようになり、 在外公館で家族関係登録申告をする際に電子送付を利 電子政府サービスの拡大であった。二〇一五年七月から こうした公約の中で大統領就任後に推進されたのは、 (一七か国三九院) ハングル学校 月からは一部の海外公館だけで提供してき 処理期間を短縮された。さらに、 (一一七か国一八五五校)、 に対する韓国語教育支援を拡 ための韓国学校(一五か国

大することになっている。(ユ1)

Ⅳ 在外同胞政策の課題

大問題、 複数国 課税問題、 設立問題を中心に述べてみる。 民の兵役問題、 在外同胞社会の関心が高い複数国籍の拡大問題、 韓国語と韓国文化 現在、 籍の拡大問題、 次世代の民族的アイデンティティの確立問題、 在外同胞社会が抱えている共通の課題としては 在外同胞庁の設立問題などがある。ここでは 選挙権の拡大問題、 の継 在外同胞の兵役問題、 承・普及問題、 そして在外同 在外同胞に対する 選挙権の拡 在外国 胞庁の

・複数国籍拡大の問題

年齢を問わず国籍回復許可を得た者の中で母国に功績の利益のでは国籍を認めるようになった。従来は外国人が韓国籍を取国籍を認めるようになった。従来は外国人が韓国籍を取国籍を認めるようになった。従来は外国人が韓国籍を取国籍を認めるようになった。従来は外国人が韓国籍を取工○一○年に改正された国籍法により韓国政府は複数

の国籍 複数国籍の所有ができない。 告をしないと複数国籍の維持ができなくなる。 うになった。さらに、先天的複数国籍保有者(例えば米 韓国籍を回復した者、 籍を放棄するという証明書を提出しなければならない う「外国籍不行使誓約書」を提出しなければならない。 選択申告をしなければならない。さらに、 数国籍を維持するためには二二歳になる前までに韓国 籍を認めることになったが、先天的複数国籍保有者が複 書」を提出した場合には引き続き韓国籍を維持できるよ 移民者は、 する国の法律や制度により外国籍の放棄義務を履行でき ある者や優秀な人材、 国籍を持っていた者が米国など外国に移民して該当国 で、先天的複数国籍保有者でも二二歳以前に国籍選択申 をする者は、大韓民国内で外国籍を行使しないことを誓 国で生まれて米国の市民権を持っている者)にも複数国 ない者、結婚状態を維持しながら帰化の許可を得た結婚 一方、二二歳以降に韓国籍選択申告をするためには外国 (市民権) を取得した場合は、 外国籍放棄の代わりに「外国籍不行使誓約 韓国籍を取得した者のなかで居住 海外に養子に出された者のなかで このように複数国籍取得の 改正国籍法により 国籍選択申告 また、

材が韓国籍を放棄しているといわれている。生している。この規定により毎年二万人以上の優秀な人 る韓国系外国人の韓国進出が阻害されるという問題が発 範囲を制限する規定により韓国で活動 (就業) を希望す

在外同胞の兵役問題

脱しないまま一九歳以上になると、 は一八歳までに国籍選択をしなければならない。 に居住国で生まれ、 的での海外遠征出産を防ぐために設けられた規定である ければ国籍離脱ができなくなる。これは兵役を逃れる目 同胞滞留資格の取得が禁じられる。 中にこの義務を果たさなければ、三五歳になるまで在外 胞の若者にも例外ではない。在外同胞の二、三世のよう さなければならない。 外国民の若者が多く見られる。 で徴兵検査を受けて、その結果に応じて兵役義務を果た 一九歳以上の在外国民が国籍選択をせずに兵役義務期間 韓国 この規定のために一八歳以前に韓国籍を離脱する在 規定を知らなかった(在外公館から 籍を持つ男性は兵役法により一九歳になった段階 先天的複数国籍者になった在外同胞 この兵役法は韓国籍を持つ在外同 なお、 兵役義務を果たさな つまり、 自由意思あるいは 個別的な通知は 韓国籍を離 もし

> 化や言語面での壁にぶつかり、 韓国と文化や環境が異なる外国で生まれ育った若者は文 者が韓国籍を離脱するケースが増えてい ができない場合が多い。こうした事情から在外同胞の若 前に母国を訪問すれば強制徴兵されることになっている。 ない)ことによって国 籍離脱をしなかった者が三五歳以 母国での円滑な兵営生活

三. 在外国民の選挙権拡大問題

この 満たしていない。 参加の意思を明らかにした申請者数は二二万二三八九人、 二二三万三六九五人(推定) 領選挙における在外国民の参政権行使の結果を見ると、 非常に低い。二〇一二年二月に実施された第一八代大統 (七一:一%)であって、在外国民全体有権者の一○%も すでに第Ⅲ章で述べたように在外国民投票の投票率が 中で実際に投票したのは の在外選挙権者の中で投票 一五万 八一九六人

は、 準とした場合は、 三: 一%であって、 二〇一六年四月に行われた国会議員選挙の在外選挙で · 外有権者百九十八万人(推定) 六万三七九七人の在外有権者が参加した。 四一・四%になる。
(23) 申告・申請者一 五万四二一七人を基 を基準とすると、 投票率は

での 限られている。 場合に摘発するか、それから代理投票や不法・脱法選挙 これは結果的に制限選挙になる恐れがある。二つ目は、 運動などに対する処罰方法とその投票の有効性などをど 選挙運動や選挙管理の公正性確保の問題である。 民は投票ができず、 外公館が設けられていない約七○ヵ国に居住する在外国 外公館までの距離が遠く、日常生活で忙しい在外同 投票する方法だけを規定している。そのため在外同 職選挙法第二一八条十六項は、 者に関する情報提供が十分でないことである。 在外公館を訪れて投票するのは容易ではない。 ならない。ところが、 ことが指摘されている。 に送付されるの 事館や大使館などの在外公館を訪れて投票しなければ 在外国民 一断するか等に関する規定がない。 選挙運動をどのような方式で監視 有権者が立 投票の投票率が低い原因としては次のような |候補者に関して情報を得る機会や方法が は選挙案内状と郵便投票用紙だけであ 在外公館の掲示板に立候補者に関する情 参政権 米国や中国などでは居住地 つ目は、 が制約されている状況にある。 在外投票所に行って直接 投票方法であ 三つ目は、 し、違反があった また、 在外同胞 居住国 立候補 から在 る。 胞 胞 在 が

上の 票の対象は大統領選挙と国会議員選挙に限られてい 報を掲示したり、 低下を招き、 複雑な在外選挙人登録手続は、 して在外選挙人登録を済まなければならない。こうし Ŧi. 選挙人登録手続の複雑さである。 納税の義務を負わない在外同胞に参政権を認めるべきと バランスを看過したという指摘である。 の提供が十分とは言えない。 ているが、こうした広報だけでは立候補者に関する情報 13 れ 憲法改正や国家政策に関する投票が除外されている。 六つは、 一五〇日前から選挙日前六〇日前までに在外公館を訪 いう違憲に対して異論が上がっている。 在外同胞の ランスの問題である。憲法裁判所の違憲判決により憲法 ている。(3)の公平性は選挙投票と政策投票の投票範囲の公平性 項によれば、 国 [民の基本権である参政権を保障するという趣旨で 在外国民投票の 参政権を認めたものの、 在外国 外国で投票をする有 インターネットを通じて案内したりし 「民投票の代表性を妨げることになる」 対象の問題である。 四つ目 在外選挙権者の投票率の 公職選挙法第二 は、 国民の義務と権利 権 五つ目は、 つまり、 義務と権 者は 在外国民投 選挙日 問題を招 一八条 利の 玉 在外 防

外同 してい 政権 ンの 的な対応ができなくなることが多い。 的 外での するために、 団の予算は約五四六億ウォンで、 ている。 政自治部、 同 同胞社会が長らく要求している念願である。 な予算編成を妨げてい 熙政 な在外同胞政策業務は、 胞 在 胞関連 敏 胞庁の設立 在 外同胞庁設立の必要性を認めながらも、 になって外交通商部が外交部に改編された) 関 | 感な中 、 る。 権に対 府外同胞 在外同胞関連の行事と支援を担当している。 連の業務は、 同胞庁設立の問題は その結果、 の政府予算は約八五四億ウォン、 在外同胞財団は、 雇用労働 政府内に在外同胞業務を専門で担当する在 して 玉 関 一が要求されている。 やロシア等との外交的な摩擦を懸念する (でいる。在外同胞業務を効果的に遂行(連予算が分散されているために効率的 「僑民庁」 業務 部、 主に在外同胞財 3の重複や在外同胞に対する効果 系務庁、国税庁などに分散され 在外同胞業務を効果的 外交部、 一九六〇年代に在日民団 在外同胞政策の研究や国 設立を要請し 合計約一 法務部、 ところが、 団と外交部 二〇一六年度の在 四〇〇億ウォ て以来、 現在、 在外同 教育部 少数民族問 歴代政権 (朴槿恵 が 胞財 :担当 実質 在外 在外 が朴

> 持している。 関連部署の反対によって、その設立に消極的な姿勢を堅

V 在外同胞の要望と政府の対応

大問題、 母国政府に対する要請と、 Oべてみた。 同胞庁の設立問題を中心に、 対応をまとめてみる。 以 Ę 在外同胞 在 この章ではこうした問題に対して在外同胞 外同 胞 の兵役問題、 政 策の懸案になってい これに その内容や問題 選挙権の拡大問題 対する政 る複数国 府 や関連機 点などを調 籍 在外 の拡

・複数国籍の拡大問題

会的 民国 上の 法の 大するよう要請が出 められてい 法に対して、 複数国籍対象者の範囲を厳しく制 |旅券を所持している在外同胞の中で遠征出産など社 人々など少数に限られている点を問 対象が海外で生まれた先天的複数国 な問題を起こしている者以外のすべての女性 る在外同 米国をはじめとする居住国 胞 **「されている。** からは、 複数国 つまり、 限 籍 し 題視 てい 籍者や六五歳以 0 で複数国 この改)許可範! じて、 る改 Í 囲 Í 籍を認 を拡 国 玉

いる。
いる。
いる。
いる。
いる。

これに基づいて在外国民に対する住民登録証の発給とは複数国籍の取得要件を大幅に緩和することを約束した。 歳→五五歳) 囲を現行の六五歳以上から段階的に拡大(六五歳→六○ 国内に再定着を希望する同胞に対する複数国籍の許可範 同胞に二元化して、ベンチャー企業等に従事する同 国籍の拡大に関して、優秀な人材の評価基準を同胞と非 の発展に貢献できる機会を提供することを約束し、 朴槿恵大統領は在外同胞との懇談会で、在外同胞 取っているものの、 なアプローチが必要であるというスタンスを取っている。 このような要請に対して、現政権は前向きの姿勢 するなどの法的・ 国民の認識変化等を考慮した漸 制度的な改善を約束して が母国 複数 胞に 進 を 的

一 在外国民の兵役問題

ない。米国韓人会では兵役法と国籍法の改正を促す請願改正兵役法に対して、在米同胞を中心に不満の声が絶え一八歳以上の先天的複数国籍者の兵役義務を規定した

望は、 対応も要請している。もし、それができない場合は、を失った事実上の海外永住者に対する本国政府の柔軟 在、 外国民にも適用することを要請している。 きるようになることである。 の若者が複数国籍を維持しながら母国と自由に往来がで 脱をしなくても兵役義務から除外され、 運動も展開されている。兵役問題に関する在外国民 りに役場など公共機関の仕事を手伝わせる制度)」を在 隊に問題を抱えている若者を公益要員として入隊の代わ 本国で実施されている「兵役代替服務制 現行の兵役法を改正して、 一八歳での国籍離脱 一八歳の段階で国 多くの在外同 度 府の柔軟 (現役入 の機 0 現

福する声も上がっている。 これに対して韓国政府は兵役法の改正などに向けた動 を中心に国籍離脱申告をしなくても自動的に母国の国籍 を中心に国籍離脱申告をしなくても自動的に母国の国籍 を中心に国籍離脱申告をしなくても自動的に母国の国籍 を中心に国籍離脱申告をしなくても自動的に母国の国籍

三. 選挙権の拡大問題

てきた事案である。それゆえに二〇一二年から実施され在外国民の参政権問題は長い間在外同胞社会が主張し

同胞は、 公館を訪ねるのは容易ではない。 登載申請のため、また投票日には投票のため二回も在外 の複雑さや在外公館での直接投票に関しては不満の た在外国民投票に対する期待感も高かったが、 イル投票の導入を主張している。 こうした在外国民の要請に対して、 中央選挙管理委員会など関連部署は、 仕事などで忙しい在外同胞が平日に在外選挙名簿 インターネットによる在外選挙名簿登録やモバ こうした事情から在外 国会、 法務部、 投票手続 声

挙法の改正を公約として推進している。 便投票とインターネット投票を可能にするための公職選 ている。 に政治家らを招聘して在外同胞の参政権に関して議論し 索している。 度を修正・ 与党のセヌリ党と野党第 補完して投票場所及び郵便投票等の導入を模 在外同胞財団も毎年行われる在外韓人会議 党の共に民主党も郵 在外選挙制 外

在外同胞庁の設立問題

在外同 現され 経済に占める在外同 すでに述べたように一九六○年代から要求され てい 胞庁の設立問題は、 ない。 ところが最近、 胞 の影響力が増え続けていること 政府の消極的 在外同胞数の増加 な対応により実 てきた と韓

> している。 機関として、 る。 また、 地位や組織、 外同胞庁の設立必要性だけでなく在外同胞庁の具体的 ている。こうした状況が反映され、 提起などに伴って在外同胞庁設立に関する関心が高 や各部署に分散され のためにも在外同胞庁の設立が必要であると主張した。 在外同胞業務を営むのは限界があり、 在外同胞財団のイグァンギュ理事長は 彼は在外同胞庁の政府組織上の地位を大統領直属 独立した機構にしなければならないと主 性格等を提示して、政府に圧力を加えて た在外同胞業務の重複に対する問 在外同胞社会では 外務部との差別化 財 団 の形 まっ 在 題

同胞官」の新設を主張している。 ともに在外公館の中に在外同胞問題を専門とする ルは、 さらに、 独立機構としての地位を持つ在外同 モスクワ韓人会の会長を務めたキンウォンイ 胞 庁の 設立と 在外

庁が必要であることを主張 クシュン氏は、 二〇一五年、 ことを主張した。 同胞社会の葛藤解消のためにも在外同 世界韓人会長会議の会長を務 めたイシュ

即答が避けられながら、 こうした在外同胞社会の主張に対して政府 在外同胞問題は現在まで各部 レベ 、ルでは

改正案を発議した。設立及び在外同胞財団の 改正案を発議 間 年八月には野党第一党の新政治国民連合(現在の共に民 を骨子とする政府組織法改正案を発議した。さらに、同 国民委員長をはじめ十六人の議員は、 や政党レベルでは、 外同胞ネットワーク事業を効率よく推進することが は財団の予算と人員を段階的に増やして従来の事業と在 なされている。二〇一五年七月、 であるという立場が崩されていない。ところが、政治家 協 の議員一二人は、 議を通じて順調に解決されてきたので、これ 在外同胞庁の設立に前向きな対応が 在外同胞基本法案と在外同胞庁 廃止に関する内容の政府組織法 与党のセヌリ党の在外 在外同胞庁の新設 から

VI 終わりに

現在、韓国政府が力を入れて推進している在外同胞政に対応する韓国政府の対応に関してまとめてみた。が本国政府に要請している法律や制度の改善内容とそれが上、歴代政権の在外同胞政策と課題、在外同胞社会

策は

地域または居住国の政治・経済状況によって異

等を中心として推し進められている。つまり、 外同胞政策は、 世代の力量の強化を、 的維持を、 本においては在日民団を中心とした在日 発言力の拡大をはじめとする政治面 況に応じた形で推進されていることが分かる。 生活基盤の向上と高麗人に対する法律支援及び職業訓 なっている。 中国においては国内滞在同胞の処遇改善と次 北米地域においては主に在外同 居住国や居住地域の政治的・経済的な状 ロシア及びCIS地域においては での地位向上を、 同胞社会の発展 胞 韓国の在 0 政治的

とにする。の在り方や課題、改善策などをより詳しく探ってみるこの在り方や課題、改善策などをより詳しく探ってみるこの方向性を踏まえて居住国、居住地域別の在外同胞政策これからの研究課題としては、こうした在外同胞政策

- 語) 語、「典農史論」五集、一九九九年、一九六頁。(韓国政策」『典農史論』五集、一九九九年、一九六頁。(韓国(1) イヨンシク、「解放直後の海外同胞の帰還と米軍政の
- (2) 同右 (韓国語)
- 年、四三一頁。(韓国語) インタン編『光復済州三〇年』文照社、一九七六(3) ブマンクン編『光復済州三〇年』文照社、一九七六
- (4) チェジョンホ「歴代政府の在外同胞政策―法的制度

二七巻、二〇〇六年、二三頁。(韓国語)的な問題点とその代案」韓国民族研究院『民族研究』第

- いは移住のことをいう。 日朝鮮人とその家族の北朝鮮への集団的な永住帰国あるとは、一九五九年から一九八四年にかけて行なわれた在とは、一九五九年から一九八四年にかけて行なわれた在(5) 帰国事業(日本では在日朝鮮人の帰還事業という)
- 五頁。(韓国語) 国民族問題研究院『民族研究』第六一巻、二〇一五年、国民族問題研究院『民族研究』第六一巻、二〇一五年、
- (7) 同右、六頁。(韓国語)
- 二〇〇八年、三〇頁。(韓国語) ら参与政府まで」建国六〇周年記念共同学術大会(8) イジョンフン「在外韓人政策の歴史と展開:解放か
- 出入国の自由化などを提示している。 住権者や外国市民権者の子供に対する財産承継と相続、(9) この法律では、海外同胞の身分保護、財産保護、永
- 究』国民大学博士論文、二〇一三年、一二五頁(韓国語)11) ジョンヨンクック、『韓国の在外同胞政策に関する研
- 12) 同右、一五九頁(韓国語)
- 13) 世界化推進委員会『世界化白書』一九九八年、八一

貝。 (韓国語)

- 法的、社会的な地位向上のための支援、 益保護のための国内法や制度の改善などである。 国内の投資など経済活動の奨励及び財産権の行使など利 育支援、四自由、 いた在外同胞社会の発展支援、 在外同胞の要請に応じた言語、 支援、〇在外同胞の居住地域への寄与に対する支援、〇 である。政策方向は、 在外同胞間の親善と母国と在外同胞社会の互恵的な発展 力量強化、□韓民族としてのアイデンティティ強化、⑤ 基本目標は、 民主、人権という普遍的な価値に基づ ○在外同胞の居住国内での権 ○在外同胞の自助努力の奨励及び 伝統、文化、芸術への教 国在外同胞の居住国内の 念在外同 配胞の韓
- (15) 在外同胞の商工業人
- 目的にしている。 国内企業人との情報交換や事業パートナーの確保などを外同胞企業人の協力体である。在外同胞企業人同士及びワーク構築を目標として居住国で経済活動に従事する在(16) 「世界韓商大会」とは、グローバル韓人経済ネット
- により自国で生まれたすべての子供に例外なく米国市民条(14th Amendment to the United States Constitution) 条(14th Amendment to the United States Constitution) の間に海外(主に米国)へ出国して出産することを言う。の間に海外(主に米国)へ出国して出産することを言う。

権を認めている。

- 学校極東問題研究所、二〇〇八年、一一七頁(韓国語)の争点と代案:在外同胞法と二重国籍を中心に』、慶南大(18) ジョンゼホ『世界化時期における韓国在外同胞政策
- (19) 公職選挙法における在外国民とは国外に居住あるい(19) 公職選挙法における在外国民とは国外滞留者)に籍を持つ在外国民)と国外不在者(一時国外滞留者)に新留する大韓民国の国民であり、在外選挙人(韓国国は対象外である。
- | 国語) (20)|| ワールドコリアン新聞、二○一六年八月一九日(韓
- (21) 在外同胞新聞、二〇一六年五月一一日(韓国語)
- (2) http://www.ewsfinder.co.kr/news/articleView.html?idxno=60491(韓国語)
- go.kr/portal/subMain.do?menuNo=)(韓国語) の高投票率を記録し、米国の一万三九一四人(三六・八%)、 日本の七六〇〇人(二七・六%)の順で続く。 中央選挙管理委員会在外選挙現状(http://www.nec. の高投票率を記録し、米国の一万三九一四人(三六・八%)で一
- Attp://www.worldkorean.net/news/articleViewhtml?idxno=1941(韓国語)
- (25) 文化部傘下の国民生活体育協議会が主管する「世界

- 師招聘研修事業」などがある。教育部と在外同胞財団が主催している「ハングル学校教韓民族祝典」と在外同胞財団が主管する韓民族文化祭典、
- (26) 在外同胞財団(http://www.okf.or.kr/portal/OkfMainView.do)(韓国語)
- (27) NKnews、二〇一〇年四月二八日(韓国語
- 外同胞新聞二〇一六年六月一六日(韓国語)(28) 二〇一六年六月に与党と野党の合意が得られた。在
- (29) 同右 (韓国語)
- 員政策資料DB(http://ampos.nanet.go.kr)(韓国語)容範囲拡大と在外同胞二世の兵役問題を中心に」、国会議(30) キンソンゴン、「国籍法どうすべきか?:複数国籍許
- toworld.kr/970)(韓国語) (31) イグァンギュ [同胞財団を独立機構へ昇格を] (http://
- idxno=19778)(韓国語) 考」(http://www.worldkorean.net/news/articleView.html?
- com/jugangyopo/220495999025)(韓国語)藤の調整役割をしなければならない」(http://blog.naver.でのM/jugangyopo/220495999025)(韓国語)
- (34) Exponews、二〇一五年八月一三日(韓国語)

ヘレン・テーラーとJ・S・ミル『自伝』

川又

祐

3 主にヘレンによる『自伝』校正 3 主にヘレンによる『自伝』校正

3 2 1

ミル『自伝』各種草稿

はじめに

1 はじめに

の書誌作成事業が本格的に開始されることになった。貴に前後して、法学部図書館では、所蔵している貴重資料二〇一四年の日本大学法学部創設一二五周年記念事業

正文学院学部創設一二五周年記念特別展示図録』で紹介されている。またJ・S・ミル (John Stuart Mill. 1806-1873)を他の著名学者の書簡・草稿類については『ヨーロッパを他の著名学者の書簡・草稿類については『ヨーロッパを他の著名学者の書簡・草稿類については『ヨーロッパを他の著名学者の書簡・草稿類については『ヨーロッパを他の著名学者の書簡・草稿類については『ヨーロッパを他の著名学者の書簡・草稿類については『ヨーロッパを一一』が作成されている。筆者は二〇一五年、J・ス・ス・ミルの『自伝』初版一点が所蔵されていることを確認しまルの『自伝』初版一点が所蔵されていることを確認しまルの『自伝』初版一点が所蔵されていることを確認しまルの『自伝』初版一点が所蔵されていることを確認しまいの『自伝』初版一点が所蔵されていることを確認しまいの『自伝』初版一点が所蔵されていることを確認しまりの『自伝』初版一点が所蔵されていることを確認しまいの『自伝』初版一点が所蔵されていることを確認しまいる。またJ・S・ミルの『自伝』初版一点が所蔵されていることを確認しまり、「日本大学法学部創設」で紹介されている。

三一四と記載されているごく簡単なものでものであった。

ジ」という記載を見つけた。早速、

筆者は図書館に対し

八七三年、

初版一

刷

り、

正誤表なし、

ところがその後、

ある古書店のカタログに「ミル自伝、

表	:1 ミル『自伝』初版校正刷り製本
データ種別	図書
出版者	London : Longmans, Green, Reader, and Dyer
出版年	1873
本文言語	英語
大きさ	[4], 1-313, [1], 314, [1] p.; 24 cm. (8vo)
一般注記	Signatures: π ² B-U ⁸ X ⁴ [Y] ² P. 99, 100, 109, 110, blank P.313 ^V , p. 314 ^V , blank
著者標目	*Mill, John Stuart, 1806-1873
請求記号	J.S.Mill 7
書誌 ID	1000212761

表1 ミル『自伝』初版校正刷り製本

(資料番号:B0000551677%)

(レクト)の左肩には、

次の表2のように二行(二段)

新しい書誌が作成・送付されてきた。記に誤りはないとの回答と、表1のようなさらに詳細な証を依頼した。その結果、筆者のもとには、ページ数表三一三ページではないか、と所蔵本書誌情報に関して検て、ページ数表記に誤りがあり、三一四ページではなくて、ページ数表記に誤りがあり、三一四ページではなく

の[Y]二葉は、 Dyer)から出版された。本文は、折記号 [π]、Bから ドンのロングマンス社(Longmans, Green, Reader, and ゾ)は空白となっている。この最後の二葉は白色のテー X、そして「Y」までの折丁で作られている。折丁H2と 何なのであろうか。表1の書誌によれば、本書は、 ミル『自伝』一八七三年版は プが補修のために糊付けされている。 のみに印刷がなされていて、裏ページ(verso、 一一○ページ)が空白となっている。折記号のない最後 H7に該当するページ (九九、 一九八二〔昭和五七〕年六月二四日である-この日本大学法学部図書館が所蔵する三一四ページの 折記号がつけられた、 いずれも表ページ(recto、 折丁のそれぞれ最初の表ページ 一〇〇ページそして一〇九、 ――図書館への登録は レ ヴェル クト) ロン

表 2 ミル『自伝』初版校正刷り製本、各折丁への書き込み

折記号	ページ数	書き込み
[π1]	表題ページ	R 73年 9 月○日
B1	p.1. 第1章	R 73年7月8日
C1	p.17	不明 73年不明
D1	p.33	R 73年 7 月15日
E1	p.49	不明
F1	р.65	R 73年 7 月16日
G1	p.81	R 73年 7 月31日
H1	р.97	R 73年8月1日
I1	p.113	R 73年8月6日
K1	p.129	R 73年8月6日
L1	p.145	R 73年 8 月 7 日
M1	p.161	R 73年 8 月 7 日
N1	p.177	R 73年 8 月 7 日
01	p.193	R 73年 8 月27日
P1	p.209	R 73年 8 月27日
Q1	p.225	R 73年 8 月29日
R1	p.241	R 73年 9 月 2 日
S1	p.257	R 73年9月5日
T1	p.273	R 73年 9 月 5 日
U1	р.289	R 73年 9 月 5 日
X1	р.305	R 73年 9 月○日
[Y1]	p.313	R 73年 9 月 5 日

四四四

校正の順番 表 3

書き込み年月	校正の順番 (折記号)		
1873年 7 月	BCDEFG		
1873年 8 月	HIKLMNOPQ		
1873年 9 月	RSTUX[Y]		
1075平9月	$[\pi]$		

-九月五日」と読めるのである。 つまり、 間をかけて、 従 するように、 ミル て行われている(表3を参照 が なのである。 の校正刷りを後に製本したも するこの 本」と題した理由 S1 八七三年七月八日以降二か これらの日付から、 随 って、 0) 画 所に書き込ま 『自伝』 像は、 ここに表1、 日本大学法学部 『自伝』 校正刷りへの 本文の折 その証拠に、 「校正、 初版校 は、 が ?ある。 れ 折丁ごと 丁に従 正 7 校正 八 表2を 刷 が £ 3 七二 指 後述 所蔵 り は、 月 製

なっ 部 は 書き込みの 画 わたって 7 分は 像参 いる箇所もあり、 照)。 糊 で示している。 Ř 付けされてしまい、 Ř 残念ながら製本する過程で、 と年月日の書き込みがある は、 表2では、それを「不明」 おそらく Read 部 分判読ができなく (校正) 当該書き込 (折記号) 0 ある 略

み

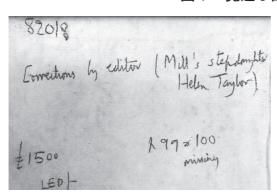
11

0) 1

見返し部分の書き込み 図 1

年

と推定される。



Corrections by editor (Mill's stepdaughter Helen Taylor) \$ 99 \sim 100 1500 LED L missing 82018 編集者 (ミルの継娘であるヘレン・テーラー) による校正 99 から 100 欠落 ? 1500 LED?

ウィリアム・ジャクソン社のシール 図 2

WILLIAM JACKSON, Bookbinder, Aberdeen.

よ。 。 いったことが分かる。 そして最後に、 表題ページが作成・ 校正され

7

は、 校正刷り製本では、 本が行われた、との推定が可能となるのである。 前後の印刷用紙とは別物である。そのため、これら二葉 ページの一葉と、一〇九と一一〇ページの一葉)もまた で、印刷に時間差があったことが窺われる。 てしまっていたので、 これらの折丁は、それぞれ印刷用 時間の経過とともに何らかの理由で折丁から欠落し 空白の折丁H2とH7(九九と一〇〇 便宜的に別の用紙が補填されて製 紙が異なってい さらに初版 るの

ある。 る。 字や記号が何を意味するのかは不明である。そして裏の『③ 見返しの下部には、 Jackson, Bookbinder, Aberdeen."のシールが貼られてい おそらくは古書籍商の筆跡と思われる鉛筆の書き込みが 初版校正刷り製本の見返し部分には、図1のように、 この書き込みがいつ行われたのか、またこれら数 図2のような赤文字の"William

頼した。新たに購入された『自伝』 との比較を行うために、図書館に 筆者はその後、この初版校正刷り製本と 『自伝』 初版の書誌は、 初版購入を依 『自伝』 表 4 初版

ミル『自伝』初版 表 4

データ種別	図書
出版者	London : Longmans, Green, Reader, and Dyer
出版年	1873
本文言語	英語
大きさ	vi, 313, [3] p.; 23 cm. (8vo)
一般注記	Signatures: [A] ⁴ B-U ⁸ X ⁴ Y ²
著者標目	*Mill, John Stuart, 1806-1873
請求記号	J.S.Mill 8
書誌 ID	1000251918

(資料番号: B0000561049-)

の通りである。 早速、これと校正刷り製本とを比較しよ

う。 しかしながら、ページ数や折記号に着目するとその差は 両者は、 ともに八つ折り本で、 外観上 は 同 じに見える。

者は、比較の結果、全くの別物であることが明らかとなしない目次ページと広告ページとが追加されている。両歴然である。『自伝』初版には、校正刷り製本には存在

△ ミル『自伝』各種草稿

たのか、それを考察しよう。 では次に、この校正刷り製本はどのようにして生まれ

がある。それらを簡単に紹介してみよう。 「J・S・ミル『自伝』を書いたのは誰か」などに説明巻「序論」、あるいはシュティリンジャー(Jack Stillinger) す・S・ミル『自伝』作成の経緯は、『ミル全集』第一

る(CW. 1, pp. xix-xx. 表5を参照せよ)。となった原稿として、少なくとも次の四つが知られてい出版される(Stillinger, p. 193.)。この『自伝』の基礎出版される(Stillinger, p. 193.)。この『自伝』の基礎となった原稿として、少なくとも次の四つが知られていとなった原稿として、少なくとも次の四つが知られている。その五か月と一〇日後の一八七三年一〇月一七日、これは、一八七三年五月七日、アヴィニョンで亡くなる(CW. 1, pp. xix-xx. 表5を参照せよ)。

稿と表記)と② Columbia MS(コロンビア草稿と表記)ミルの逝去後、これら最初の① Early Draft(第一原

xx. CW. 12, pp. xviii-xxiv.) ° ことになった。これらミルとヘレンの遺稿が含まれてい それら遺稿は、遺言執行者(ナショナル・プロビンシャ Family Trees, p. 270.)。さらに、メアリーが亡くなると transcript(ライランズ翻刻と表記)は、ヘレンの姪メア ン・テーラー(Helen Taylor. 1831-1907)に遺産相続さ ていった。ミルとヘレンの『自伝』関連資料は、 ザーズ(Maggs Bros.)に売却された。そしてマッケ たサザビーズ品番七二〇は、古書籍商マッグズ・ブラ よって一九二二年三月、サザビーズの競売にかけられる ル・バンク社、National Provincial Bank, Limited)に Taylor. 1830-1903) の娘である (CW.12, p. xviii. Hayek, メアリーは、ハリエットの息子アルジャーノン(Algernon リー・テーラー (Mary Taylor. 1864-1918) が相続した。 れた。そして、ヘレンが没した後は、①、②と③ Rylands は他の遺産とともに、彼の妻ハリエット・テーラー・ミ ような推移と分散を辿ることとなる(CW. 1, pp. xviii-ズ・ブラザーズは、この三つの原稿をばらばらに転売し ル(Harriet Taylor Mill. 1807-1858)の娘であったヘレ 表 6 の

さらに、ミルおよびヘレンの遺産の分散・散逸状況は、

表5 ミル『自伝』草稿4種

イェール大学図書館 Yale University Library	上の3つとは独立した 4ページ。	1861年よりも後の時期に執筆	ジル直筆	④ Yale fragment ミル直筆 (「イェール断片」)
ライランズ大学図書館 John Rylands University Library	②の翻刻原稿、282葉。	③ Rylands transcript 大半はヘレン ミルが没した1873年 5 月 7 日か ②の翻刻原稿、282葉。 (「ライランズ翻刻」)の筆跡 らおよそ 7 月までの間に翻刻	大半はヘレン の筆跡	③ Rylands transcript 大半は (「ライランズ翻刻」) の筆跡
コロンビア大学図書館 Columbia University Library	①の改訂原稿、162葉。	1869年から1870年までには脱稿 ①の改訂原稿、	ミル直筆	② Columbia MS (「コロンビア草稿」)
イリノイ大学図書館 University Library of Illinois at Urbana-Champaign. Hollander, Jacob H. (1871-1940)—Collection.	169葉。	ミル直筆 1853年後半の数か月から1854年 169葉。 ハリエットの 初めの数か月の間に脱稿 書き込み	ミル直筆 ハリエットの 書き込み	① Early Draft(「 第 ミル直筆 1原稿」)
所蔵機関	分量	作成時期	作成者	『自伝』草稿

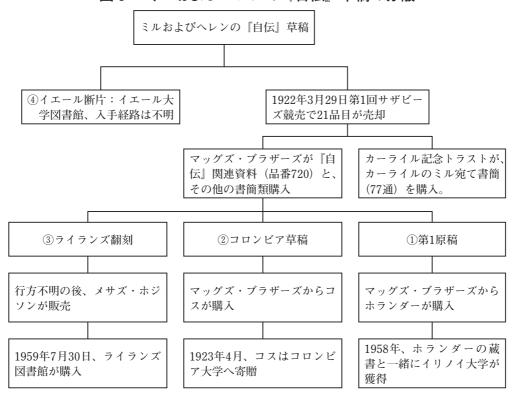
表 6 ミル『自伝』草稿の競売とその後の推移

1872年 2 月14日	ミルは、総遺言執行者にヘレン・テーラーを任命する。
1873年 5 月 8 日	ミル死去。
10/3年3月0日	ヽルガム。 遺産はヘレン・テーラーが相続。ミルの旧蔵書や文書類の大部分
	は、アヴィニヨンの別荘にあったと思われる(Hayek, Dispersal,
	p. 292.)。ヘレンは1904年まで、この別荘に居住。
1904年	メアリー・テーラーとその友人は、ぼけ始めていたヘレンを肚黒
1304-	いフランス人召使からの危難から救出して、イギリスへ連れ帰る。
1905年 2 月	メアリー・テーラーの友人たちはアヴィニヨンに向かい、その家
1300 2 / 1	財を清算する。1トンもの書簡が分類されて、あらゆる種類のご
	みが有用物から分別され、書籍は選別され、販売用に整理が行わ
	れ、そして18箱が梱包された(Hayek, Dispersal, p. 292.)。
1905年5月21、	 ミルのかなりの旧蔵書と文書類がアヴィニヨンで開催された販売
23, 24, 26, 27,	会で売却される。
28日	草稿類のいくつかは、アヴィニヨンの書籍商ロマニーユ
	(Romanille) が購入。ロマニーユから次に、ハーバード大学のア
	メリカ人学者ジョージ・ハーバート・パーマー(George Herbert
	Palmer)と、ロンドンの聖職者(氏名不詳)が購入 ⁽⁷⁾ 。
1905年 9 月21日	ヘレンは、ミルの旧蔵書およそ2000冊をサマービル・カレッジに
	寄贈(Hayek, Dispersal, p. 294.) ⁽⁸⁾ 。
1907年1月29日	ヘレン死去。
	ミルとヘレンからの遺産はヘレンの姪メアリー・テーラーが相続。
1918年11月6日	メアリー死去。
	ナショナル・プロビンシャル・バンク社(National Provincial
	Bank, Limited)が総遺言執行者に任命される。
	同社は、遺産の原稿や草稿類を専門家に鑑定させる。
1922年 5 月	ナショナル・プロビンシャル・バンク社は、サザビーズで、1回
	目の競売(ミルたちの遺稿の一部である『自伝』関連資料の品番
	は720) を行う。購入者は、マッグズ・ブラザーズである(<i>CW</i> .
	1, p. xix.) (9) o
1923年	①第1原稿:マッグズ・ブラザーズからホランダー(Jacob H.)
	Hollander が購入。ホランダーの没後、①第1原稿は、およそ
	20年間、バルチモアの倉庫に保管される。
	②コロンビア草稿:マッグズ・ブラザーズからコス(Jacob
	Coss) が購入後、1923年4月、コロンビア大学に寄贈。
	③ライランズ翻刻:マッグズ・ブラザーズから氏名不詳のイギリ ス人が購入。その後は1959年7月まで所在不明。
1927年 8 月	ナショナル・プロビンシャル・バンク社は、サザビーズで、2回
1321 7 0)]	目の競売を行い、残りの遺産を売却する。(MacMinn, p. xi.)
1958年	①第1原稿をイリノイ大学が入手。
1959年7月30日	③ライランズ翻刻:古書籍商メサズ・ホジソン (Messrs.
	Hodgson)のロンドン競売場にて発見され(品番244)、ライラン
	ズ図書館がそれを購入 ⁽¹⁰⁾ 。
不明	④イェール断片:イェール大学。[入手経緯は不明] ⁽¹¹⁾

次の図3のようになる(2)

この ハリエ とは異なる形 翻刻である。 ザ ていく。 容易では、 この校正刷 ライランズ翻! 13 ア草稿の忠実な再現ではなく、 用 ンビア草稿を翻刻・ るほ 原 原稿を改訂して、 ベ 3 3 レンは、 後、 ス・ 稿を準備する。 0) ル ル これが印刷 か、 フランス人と一 の逝去後、 ツ 自 コ 3 11 ŀ な ŋ 転 1 ル 1) 伝 11 校正 ただし、 は、 0) 刻こそが 記 で植字を行っ 工 テ ルマン 作成段階で、 0) ッ 1 (1) \mathcal{O} 作者は 際の誤記 0 ラ 11 1 第 元に送られ、 転 ② コ 段階で本来は③ライランズ翻 IJ が 1 レンが中心となって、『自伝』 緒に、 (Mary Elizabeth Colman) ③ライランズ翻刻は、 原稿 記していく。 と結婚するまでが記述され レンは、 工 原稿を読 自 口 誰 ツ たもの 伝 1 なども含まれ ンビア草稿を完成させる。 は か、 ミルによる改訂原稿②コ 印 の疑問符に答える形で① ミルの妹メアリ 出版 み、 とい 刷 3 校正 ŧ 部に改変が 工 ル あ それが③ が③ライラン 内容に疑問符を付 直 う O刷 印 問に答えること ったという。 筆 りが作成され 刷 7 O原稿 原稿となっ 15 ライ る。 加 2 えら である 1 コ p 脳刻と異 この ズ翻 ラン 7 口 そ 氏 れ 工 出 11 ピ ズ 第 け は (3) 1) 版

図3 ミルおよびヘレンの『自伝』草稿の分散



四九 (八七三)

※出版には少なくとも7人が関与 図 4 初版出版の流れ ヘレン相続 改訂 コロンビア草稿 第1原稿 J.S.ミル J.S.ミル改訂 ハリエット・テーラーに よる疑問符・書き込み 校正刷り製本 日本大学 初版 法学部所蔵 ライランズ翻刻 出版 出稿 1873年

翻刻 (1873年5月8日以後) ヘレン・テーラー メアリー・エリザベス・コールマン 氏名不詳フランス人筆耕者

校正(1873年7月から9月) ヘレン・テーラー アレクサンダー・ベイン 印刷工の関与

リー、

氏名不詳のフランス人、印刷工、

ベインを挙げる

伝

の作者として、

ミル、ハリエット、

X

ア

となるのである。

シュティリンジャーはこうして

りに関する変更・相違が生き延びてしまい、

初版の

出

0)

区

切

句読法、スペル、大文字使用、そして単語

(折丁を後に 製本)

出版 (1873年10月17日) 校正では削除指示のなか った、ヘレン・テーラーに 関連する記述が削除され ている。

時に、

なる個

後も、

(Alexander Bain. 1818-1903) である。

最終的に

· ベ

イン 校正

たのがミルの友人でもあったアレクサンダー

更が加えられていくのである。また、その校正を手伝

これとは別にさらに③ライランズ翻刻と異なる変

所を校正すべきであったものを校正し忘れると同

主にヘレンによる『自伝』校正

ことになるのである (Stillinger, 1998, pp. 193-195.)。

とは、 となく出版すべきこと。 S・ミルの自伝、 ヘレンは ン直筆の書き込みがあるという(CW.1. p. 2.)。このこ ② コ を出版 ミル 口 ンビア草稿には、「本人によって書かれたJ 前 したい が自分の用意したコロンビア草稿通りに 述のように、 わが死後一年以内に変更、 と願っていたことを表している。 ヘレン・テーラー」というヘレ 彼の遺志に反して、変更、 省略するこ

表7 筆跡の比較

p. 59.	p. 37.		kaθ α p. 34.	Hen p. 31.	hartially p. 30.	『自伝』校正刷り製本における校正指示の
b	s: su		h: had	f: often	p: partially	一部画像
me. It has not, however, persuaded me to agree with you; but I cannot possibly	found time to read the pamphlet which I am indebted to you for sending	sou; ou cannot possess	persuasted me to agree with	me. It has not however,	found time to read the framphlet which I am	日本大学図書館所蔵 書簡 [Letter] 1866 May 21, Blackheath Park, Kent, [to] G. Harvey / J. S. Mill の一部画像

表8 校正刷り製本から初版への変化

	十字ともなった事の百十年		4.1.1.1.4.4.4.1.1.4.4.1.4.4.1.4.4.4.4.4
	文上記り後午にありらまれ		TYJIVX 44-X
p.19. l.12.	operation to ペン書き to を in へ	p.19. l.12.	operation in
p.21. l.12 f. b. **	trace of 鉛筆書き of を to へ	p.21. l.12 f. b.	trace to
p.263. from 1.11	my step-daughter, Miss Helen Taylor, the inheritor of much of her	p.263. from 1.11	my step-daughter; * * * * * * * * * * *
to p.264. l.10.	wisdom, and of all her nobleness of character, whose ever growing	to p.264. l.5.	whose ever growing and ripening talents from that day to
	and ripening talents from that day to this, have been devoted to the		this have been devoted to the same great purposes. * * *
	same great purposes, and have already made her name better and		* * *
	more widely known than was that of her mother, though far less so		
	than I predict, that if she lives, it is destined to become. Of the		
	value of her direct co-operation with me, something will be said		
	hereafter: of what I owe to her great powers of original thought		
	and soundness of practical judgment I can give no adequate idea.		
	Surely no one ever before was so fortunate, as, after such a loss as		Surely no one ever before was so fortunate, as, after such a
	mine, to draw another prize in the lottery of life, another		loss as mine, to draw another prize in the lottery of life. * *
	companion, stimulator, and adviser, of the rarest quality. Whoever,		* * * * * Whoever, either now or hereafter, may think
	either now or hereafter, may think of me and of the work I have		of me and of the work I have done, must never forget that it
	done, must never forget that it is the product not of one intellect		is the product not of one intellect and conscience, but oft
	and conscience, but oft three, the least considerable of whom, and		three. * * * * * * * * * * * * * * * * * *
	above all the least original, is the one whose name is attached to it.		校正 (削除) の指示はなかったが、削除して省略
	校正(削除)の指示なし		
p.289.from 1.9	but the sobriquet of "the stupid party" which stuck	p.289.from 1.9	but the sobriquet of "the stupid party" stuck
to 1.8 f. b.	ペン書き sobriquet を斜字体へ、party の後に「,」を追加	to 1.10 f. a.	校正指示とは異なり、「,」は追加されず、which を削除
p.292. headline	GENENRAL VIEW OF		PARLIAMENTARY LIFE
	校正の指示なし		校正指示はなかったが、校正
p.292. l.2 f. b.	defending the Bill	p.292. l.12 f. b.	defending the Bill
	鉛筆書き defending を defeatingへ		校正指示とは異なり、変更されず

[%] f. b. : from bottom

も明らかにしてくれる貴重な資料となっている。
伝』初版校正刷り製本は、その校正過程を限定的ながらしながら、日本大学法学部図書館が所蔵している『自の遺志に反したのかは、今日では知るすべがない。しからには省略を加えた『自伝』の出版を行う。なぜ、ミル

較してみよう(表7を参照せよ)。(一八六六年五月二一日付け、G. Harvey 宛て)を所蔵(一八六六年五月二一日付け、G. Harvey 宛て)を所蔵日本大学法学部図書館は、ヘレン筆跡のミルの書簡

一つについて掲載してある。

これらの結果、次のことが判明する。

- は鉛筆書きのものもある。1. ヘレンによる校正の指示はペン書きが多いが、中に
- 文に反映されなかった箇所が存在している。2.ヘレンによる校正の指示があっても、それが初版本
- いる箇所も存在する。 ヘレンによる校正の指示がなくても、校正がなされて3.また逆に、―― ヘレンに関連する記述と同様 ――
- 4. 校正刷りには、当初、ヘレン・テーラーに関連するの再校、三校が存在するのかは不明である。 は示は記されていない。しかし、初版の印刷時点では指示は記されていない。しかし、初版の印刷時点ではあると思われる。しかしながら、これとは別に『自伝』の初校での再校、三校が存在するのかは不明である。

4 おわりに

製本は、一九八二年に本学が所蔵して後、三〇年以上が日本大学法学部が所蔵するミル『自伝』初版校正刷り

があるのかどうか、疑問はつきない。ハイエクは、 の結果、この初版校正刷り製本は、シュティリンジャー それらの記録は残されていない。だが、これまでの検討 の販売に関する注釈つきカタログを参照せよ」と記して て、「大英博物館図書館にあるこれ〔第一回〕と第二回 ンの遺産の中に、本書の存在やその校正に言及するもの 所有していたのか)。製本は誰の指示によるものなのか もともと、この校正刷りは誰の所有物であったのか 削除されたことが判明したことは注目すべきである。 の主張を裏付けるものとなっている。とりわけ初版で なったのか、あるいは購入時の経緯はどうであったのか、 いってよい。どのような経路をたどって本学の所蔵と いる(CW. 12, p. xxii.)。また、マッグズ・ブラザーズ (ヘレンの指示なのか、他の所有者の指示なのか)。ヘレ 一九二二年および一九二七年のサザビーズの競売に関し ミルやヘレンの遺産は、二〇世紀以降、分散していく。 過しており、この間、 販売用のカタログを作成している。従って、これら * ヘレンの所有に帰したのか、あるいは印刷業者が *」とされた部分が、印刷の最終的な段階で その存在は忘れられてい たと

の解決は、他日の課題である。れているのかもしれない。しかしながら、それらの疑問するミル『自伝』初版校正刷り製本が、あるいは掲載さのカタログを詳細に調査すれば、日本大学法学部が所蔵

品)は、品)は、日本大学法学部図書委員会『日本大学法学部創設 子して日本大学法学部図書委員会『日本大学法学部創設 日本大学法学部図書館「著名学者書簡コレクション」、

http://www.law.nihon-u.ac.jp/library/collectionpack/index.html

が可能である(二〇一六年六月現在)。 http://www.law.nihon-u.ac.jp/library/125th.html で閲覧

- (2) 川又祐、江島泰子、藤原孝、山口正春、Th. Lockley 「ヨーロッパ政治経済思想の系譜――日本大学法学部図書 でとして」、二〇一五年(非売品)。これら貴重な書簡類 は、http://www.law.nihon-u.ac.jp/library/collectionpack/ index.html で閲覧が可能である(二〇一六年六月現在)。
- のかもしれない。 と欠落ページ(九九、一○○ページ)は一葉のみだった(3) この書き込みが行われた時点では、欠落折丁(H2)
- 4) 前述のように、ミル『自伝』初版(一八七三年)に

作effect me," read "effect on me.")がついているもの(二半年であるが、「第二版」が表題ページに明示され、さら間じであるが、「第二版」が表題ページに明示され、さら間であるが、「第二版」が表題ページに明示され、さらに索引が付けられている。当然に、"effect on me"と直され、正誤表は削除されている。

は 『自伝』第二版」が表題ページに明示され、さら間じであるが、「第二版」が表題ページに明示され、さらに索引が付けられている。当然に、"effect on me"と直され、正誤表は削除されている。

- (い) Ed., John M. Robson, Jack Stillinger. Introduction,: Autobiography and Literary Essays by John Stuart Mill. Collected Works of John Stuart Mill. Vol. 1. University of Toronto Press. Routledge & Kegan Paul. 1981. vii-liv. 以下、CW.1 ン略す。
- (©) Stillinger, Jack. "Who Wrote J. S. Mill's Autobiography?": John Stuart Mill's Social and Political Thought. Critical Assessments. Edited and with a new introduction by G. W. Smith. Vol. 4. Method, Life, Feminism, Culture. Routlege. London and New York. 1998. pp. 93-208.
- エから詩人ポール・マリエトン(Paul Mariéton)が書籍(7) ハイエクによると、一九〇五年の販売会後、ロマニ

ていない(Hayek, Dispersal, p. 293.)。れたという話があるが、ハイエクはこれを事実とは考えを購入。これらの書籍はアヴィニョンの図書館に遺贈さ

在)。

Author of the properties of the propertie

また、ハイエクの記述によれば、晩年のヘレンは、ぼまた、ハイエクの記述によれば、晩年のヘレンは、ぼまた、ハイエクの記述によれば、晩年のヘレンは、ぼまた、ハイエクの記述によれば、晩年のヘレンは、ぼまた、ハイエクの記述によれば、晩年のヘレンは、ぼした (CW. 12, pp. xiix-xix.)。

一九二六年にそれらの一部を購入した。また、それらの「Sam of Trout、詳細不明)に転売した。LSE図書館は、『自伝』関連資料以外にも書簡類を購入している。マッグ『自伝』関連資料以外にも書簡類を購入している。マッグの書館の次のウェブページ(Mill-Taylor Collection)に図書館の次のウェブページ(Mill-Taylor Collection)に図書館の次のウェブページ(Mill-Taylor Collection)にの書館の次のウェブページ(Mill-Taylor Collection)にの書館の次のウェブページ(Mill-Taylor Collection)に図書館の次のウェブページ(Mill-Taylor Collection)に図書館は、

ているという。 一部はケインズが購入しており、残りの書簡類は四散し

http://archives.lse.ac.uk/Record.aspx?src=CalmView.Catalog&id=MILL-TAYLOR(閲覧、二〇一六年六月現生)

- Robertson)の各文献を参照せよ。 (1960, pp. 223-224) そ し て ロ バ ー ト ソ ン(Edward) ラー(Frank Taylor, pp. 218-219)、スティリンジャー の ライランズ翻刻の発見の経緯は、フランク・テー
- 二〇一六年六月現在) - (11) イェール大学図書館は、ミルの書簡を中心とする (11) イェール大学図書館は、ミルの書簡を中心とする
- 12) ハイエクは、"Introduction"と"The Dispersal"においてケインズによるミル資料の獲得時期について、前者"The Dispersal"においては、一九二二年と記しているので、ケインズは複数回、ミル資料を購入したのかもしれない。さらに、ケインズが所有していたミル資料は、たインズの没後キングズ・カレッジからLSE図書館に寄贈されたということである。だがその一方、キングズ・カレッジ図書館のウェブページの記述によれた(8)で示したLSE図書館ウェブページの記述によれた(8)で示したLSE図書館ウェブページによると、「ケイングズ・カレッジ図書館のウェブページによると、「ケイングズ・カレッジ図書館のウェブページによると、「ケイングズ・カレッジ図書館のウェブページによると、「ケイングズ・カレッジ図書館のウェブページによると、「ケイングズ・カレッジ図書館のウェブページによると、「ケイングズ・カレッジ図書館のウェブページによると、「ケイングズ・カレッジ図書館のウェブページによると、「ケイングズ・カレッジ図書館のウェブページによると、「ケイングズ・カレッジの表別では、「カージによると、「ケインので、」というでは、「ケインで、「ケインが、「ケイングズ・カージングズ・カージによると、「ケインが、「カージ」というでは、「カージーので、「カージー」というでは、「ケイングス・カージによると、「ケインが、「ケイングス・カージー」というでは、「ケインが、「ケインが、「ケインが、「ケインが、「カージー」というでは、「ケインが、「カージ」というでは、「ケインが、「ケインが、「ケインが、「ケインが、「ケインが、「ケインが、「ケインが、「ケインが、「カージ」というでは、「ケインが、「カージ」というでは、「ケインが、「カージ」というでは、「ケインが、「カージのでは、「ケインが、「カージ」というでは、「カージ」というでは、「カージのでは、「カージ」というでは、「カージ」というでは、「カージのでは、「カージ」というでは、「カージ」というでは、「カージのでは、「カージー」というでは、「カージー」というでは、「カージのでは、「カージのでは、「カージのでは、「カージのでは、「カージのでは、「カージのでは、「カージのでは、「カージのでは、「カージのでは、「カージのは、「カージのでは、「カージのでは、「カージのでは、「カージのでは、「カージのでは、「カージのでは、「カージのでは、「カージのでは、「カージのでは、「カージのでは、「カージのでは、「カージのでは、「カージル」というは、「カージのでは、「カージのでは、「カージのでは、「カージのでは、「カージのでは、「カージのでは、「カージをは、「カージをは、「カージのでは、「カージのでは、「カージのでは、「カージのでは、「カージのでは、「カージのでは、「カージのでは、「カージのでは、「カージのでは、「カージのでは、「カージのでは、「カージのでは、「カージャインが、「カージのでは、「カージのでは、「カージャインが、「カージ」というには、「カージャインが、「カージ」というには、「カージのでは、「カージ」というには、「カージ」というには、「カージのでは、「カージのでは、「カージ」というには、「カージー」というには、「カージー」というには、「カージ」というには、「カージー」というには、「カージ」というには、「カージ」というには、「カージー」というには、「カージー」というには、「カージー」というには、「カージー」というには、「カージー」というには、「カージー」というには、「カージー」というには、「カージャイン・「カージー」というには、「カージャイン」というには、「カージャイン」というには、「カージャイン」といったが、「カージー」というには、「カージャイン」というには、カージのでは、「カージャイン」というには、カージャインが、「カージャイン」にはいったりには、「カージャイン」というは、「カージン」というは、「カージャイン」というにはいるいっかりにはいっかりにはいっかいりにはいっかりにはいいりにはいいっかりにはいっかりにはいいっかりにはいっかりにはいっかりにはいっかりに

(1) 二〇一四年に関西学院大学(編者、井上琢智)からj-s-mill/15.htmlで閲覧可能である(二〇一六年六月現在)ション」http://www.law.nihon-u.ac.jp/library/collectionpack/ション http://www.law.nihon-u.ac.jp/library/collectionpack/) 本書簡は、日本大学法学部図書館「著名学者書簡コレク

ミルの『フランス日記』が刊行されている。

二七三三番)が掲載されている(pp. 178-179.)。 た所蔵している。Rare and interesting autograph letters signed documents manuscripts, etc. 1923. No. 445. この からでは、ミルの自筆・自署書簡(二七三一番から にしている。Rare and interesting autograph letters がしている。Rare and interesting autograph letters

参考文献

は、CW と略している。

Hayek, F. A. "Introduction.": Collected Works of John Stuart Mill. Vol., 12. Edited by Francis E. Mineka. University of Toronto Press. Routledge & Kegan Paul.

London. 1963. pp. xvxxiv. 「序論」執筆は一九六二年一月。 Hayek, F. A. "The Dispersal of the Books and Papers of John Stuart Mill.": *The Collected Works of F. A. Hayek.* Vol., 16. *Hayek on Mill. The Mill-Taylor Friendship and Related Writings.*, ed., by Sandra J. Peart. Routledge. London. 2015. pp. 293-297. 執筆は一九四四年七月。

Hayek, F. A. "Appendix III. Family Trees.": The Collected Works of F. A. Hayek. Vol., 16. p. 270.

MacMinn, Ney, Hainds. J. R., McCrimmon, James MacNab. Bibliography of the Published Writings of John Stuart Mill Edited from his Manuscript with Corrections and Notes. AMS Press. New York. 1945.

Maggs Bros. Rare and interesting autograph letters signed documents manuscripts, etc. No. 445. 1923.(九州大学図書館所蔵)

正刷り製本(日本大学法学部図書館所蔵)。 Green, Reader, and Dyer. 1873. ヘレン・テーラー初版校

Mill, John Stuart. Autobiography. London. Longmans Green, Reader, and Dyer. 1873. (初版一刷り、日本大学

Mill, John Stuart. Autobiography. London. Longmans Green, Reader, and Dyer. 1873. (初版二刷り、日本大学商学部図書館所蔵)

Mill, John Stuart. Autobiography. London. Longmans Green, Reader, and Dyer. 1873. (第二版、日本大学商学

Robertson, Edward. "Sought-For Manuscript Comes to Light,": Manchester Guardian, 19 August 1959, p. 5. (筆者未見)

Stillinger, Jack. "The text of John Stuart Mill's autobiography.": Bulletin of the John Rylands Library, Vol. 43(1). 1960. pp. 220-242. 本稿は、https://www.escholar.manchester.ac.uk/api/datastream?publicationPid=uk-ac-man-scw:1m2859&datastreamId=POST-PEER-REVIEW-PUBLISHERS-DOCUMENT.PDF で閲覧可能である(二〇一六年六月現在)。

Stillinger, Jack. "Who Wrote J. S. Mill's Autobiography?":

John Stuart Mill's Social and Political Thought.

Critical Assessments. Edited and with a new introduction
by G. W. Smith. Vol. 4. Method, Life, Feminism, Culture.

Routledge. London and New York. 1998. pp. 193-208.

Inoue, Takutoshi. J. S. Mill's Journal and Notebooks of a Year in France May 1820-July 1821. A Complete Edition with a Facsimile Reprint of the Rediscovered Notebook of John Stuart Mill in Kwansei Gakuin University and Transcribed Text, Annotation and Comparative Studies. Historical Archives: Primary Sources from Kwansei

Gakuin University, Series I. Rougledge. London and New York. 2014.

Taylor, Frank; Matheson, Glenis. "Hand-list of Additions to the Collection of English Manuscripts in the John Rylands University Library, 1952-70.": Bulletin of the John Rylands Library. Vol. 60(1). 1977. pp. 213-267. 本稿は、https://www.escholar.manchester.ac.uk/uk-ac-manscw:1m1798で閲覧可能である(二〇一六年六月現在)。

して』、二〇一五年(非売品)。 蔵 H. Grotius、D. Hume および J.S.Mill の書簡を中心とロッパ政治経済思想の系譜――日本大学法学部図書館所川又祐、江島泰子、藤原孝、山口正春、Th. Lockley『ヨー

周年記念特別展示会図録』、二〇一四年(非売品)。日本大学法学部図書委員会『日本大学法学部創設百二十五

大学法学部図書館所蔵) 大学法学部図書館所蔵) 「Letter] 1866 May 21, S. Mill (日本

Nihon University College of Law Library (NUCLL) has a collection of John Stuart Mill works. The collection, including many autographed letters and works, is very rare and valuable. Among them, NUCLL houses two first edition copies of his Autobiography of 1873. However, one of these is not actually a real first edition, but a proof copy of Autobiography (a bound volume). It is on the proof sheets that Mill's stepdaughter Helen Taylor made numerous corrections. This volume demonstrates her proofreading process.

- 1. Sometimes Taylor's correction is by pen, at other times in pencil.
- 2. Taylor's corrections have sometimes been ignored and the text remains unchanged.
- 3. On occasion, the texts are corrected without Taylor's correction.
- 4. The texts about Helen Taylor are deleted in the printing stage.

Summary

The Editing of J. S. Mill's *Autobiography* by Helen Taylor

Professor Hiroshi Kawamata, Nihon University College of law

- 本誌に掲載の全ての論文につきましては、以下の Web サイトで PDF を電子公開しております。
 - ① 日本大学法学部ホームページ(http://www.law.nihon-u.ac.jp/)
 - ② CiNii (http://ci.nii.ac.jp/)
- 本誌の受入れに関しまして、送付先(住所・宛先等)の変更や 受入辞退等が御座いましたら、以下まで御連絡ください。

<連絡先部署> 日本大学法学部研究事務課

(住 所) 〒101-8375 東京都千代田区三崎町2-3-1

(TEL) 03-5275-8510

(FAX) 03-5275-8537

(E-mail) kenjimu@law.nihon-u.ac.jp

機関誌編集委員

副委員長 員

委

芳 堀 岩 柳 福 野 西 中 小 岡 山 水 松 益 長 河 太 大 稲 江 新 渡 賀江井瀬木村原静野山口戸本井川合田岡葉島谷辺 陽泰真容 秀義 滋和雄未美敬正克幸公貞利晴

豊治和昇久彦二知典二春典一司之修美聡二子人郎

発行責任者 刊本大学法学会 村 正

平成二十八年十二月二十二年十二月十五

成二十八年十二月二十日-成二十八年十二月十五日

発 印

非売品

政

経

研

究

第五十三巻第三号

道

発行者 電話〇三(五二七五)八五三〇 番所

印刷所 株式 会社 メ デ東京都千代田区猿楽町二-一-四 電話〇三 (三二九六) 八〇八八番 A & X ビル

$S E I K E I K E N K Y \overline{U}$

(Studies in Political Science and Economics)

Vol. 53 No. 3 December 2016

CONTENTS

ARTICLE

Erika Yokomizo, Financial Contribution of the Foreign Exchange Special Account to the General Account and the Abolition of its Japanese Yen Reserves

NOTE

Kong Euisik, A Study of the Policies and Issues of Koreans Living Overseas

MA TERIAL

Hiroshi Kawamata, The Editing of J. S. Mill's Autobiography by Helen Taylor